
リスクシナリオごとの対応方策

令和 8 年 3 月



目 次

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
1 直接死を最大限防ぐこと		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	17
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	25
1-4	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生	35
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	45
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	47
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること		
2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	51
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	59
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	63
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	69
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱	73
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	77
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	87
2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	91
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	103
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	109
3-3	防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・長期停止	111
4 経済活動を機能不全に陥らせないこと		
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	115
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	119
4-3	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止	123
4-4	食料等の安定供給の停滞	127

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること		
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	131
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	135
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	137
5-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態	139
5-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	143
6 重大な二次災害を発生させないこと		
6-1	ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	147
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	151
6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	153
7 地域社会・経済が迅速にかつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること		
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	157
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	159
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	163
7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	167

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと			
リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】			
1	<p><住宅・建築物の耐震化による地震対策></p> <p>住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等を支援する県・市の制度や有利な融資制度の周知に努めている。</p>	初掲	木造住宅における耐震診断及び耐震改修費用の補助制度を行っているが、利用者が少ない。
2	<p><大規模建築物の耐震化></p> <p>不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者への被害拡大を防ぐため、大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。</p>		つがる市で補助制度がないため、大規模建築物所有者が耐震診断及び耐震改修に消極的である。
3	<p><老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策></p> <p>公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。</p>	初掲	10年後には耐用年数を経過するストックが多くなるため、実現可能な整備プログラムを検討する必要がある。
4	<p><病院施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。</p>	初掲	つがる市民診療所は耐震基準を満たしているが、個人病院等においては、耐震化及び老朽化対策を推進していく必要がある。
5	<p><社会福祉施設等の耐震化></p> <p>災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。</p>	初掲	<p>【児童福祉施設】</p> <p>認定こども園等では、保護者の就労形態の多様化や就学前児童への教育ニーズの高まりに伴い、安心して子育てができる環境が求められている。また、現行の児童館は、平成24年に建築され、現在は大規模改修は特に必要としないものの、今後を見据えた施設の安全性を確保するため、施設整備は必要不可欠なものである。</p> <p>【障害福祉サービス事業所】</p> <p>障害福祉施設の利用者は、災害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難であるため、障害福祉施設の耐震化を推進していく必要がある。</p> <p>【高齢者施設等】</p> <p>高齢者施設等の利用者は、災害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難であるため、高齢者施設等の耐震化を推進していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物の耐震化や老朽化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、消防団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、空き家対策、地域防災力の向上を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助制度を周知するとともに補助制度を使いやすくするように検討する。	県市			建築住宅課
○	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、国の防災・安全交付金等を活用し、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震改修工事等へ補助を検討する。 また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	県市			建築住宅課
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。	市	公営住宅の耐震化率 80% →100%		建築住宅課
○	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	県市 施設管理者等			総務課
○	県及び市は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。 福祉施設等において、大規模修繕・耐震化整備・ブロック塀等の改修を進めるとともに、スプリングクーラー・非常用自家発電設備等の防災設備の導入や水害対策のための施設改修、給水設備の設備や感染症対策としての喚起設備の導入等を促進する。	県市 社会福祉法人等			福祉課 子育て健康課 介護課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><公立学校施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。</p>		<p>学校施設及び公民館の耐震化・老朽化対策は実施しているが、継続して対策する必要がある。</p>
7	<p><私立学校（児童福祉施設）の耐震化></p> <p>幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。</p>		<p>認定こども園等では、保護者の就労形態の多様化や就学前児童への教育ニーズの高まりに伴い、安心して子育てができる環境が求められている。このことから、施設の安全性を確保するため、施設整備は必要不可欠なものである。</p>
8	<p><建築物等からの二次災害防止対策></p> <p>余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、県等関係機関等の協力を得て対応することとしている。</p>		<p>迅速な判定業務を行うにはつがる市内の判定士が不足している現状である。</p>
9	<p><ブロック塀等の安全対策></p> <p>市が管理する施設、学校施設、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検等を実施しており、安全性に問題のある施設については、撤去や改修を進めているほか、社会福祉施設等の施設については、安全対策を働きかけている。</p>		<p>公立学校施設に危険なブロック塀は無いが、木造の塀など腐食が進んだ危険箇所があり、早急な改修が必要である。</p>
10	<p><学校施設等の非構造部材の耐震化></p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進する。</p>		<p>屋内運動場の落下防止対策が未完了の学校があり、避難所としての役割もあり早期における危険解消が必要である。</p> <p>校舎の天井及び照明器具の落下防止対策を令和8年度から実施する。</p>
11	<p><文化財の防災対策の推進></p> <p>地震発生時の倒壊等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。</p>		<p>令和元年度に移築復元工事の完了した旧制木造中学校講堂は耐震化対策を実施しているが、他の文化財建造物については継続して対策する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	<p>公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。</p> <p>公民館については、利用者の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震化及び老朽化対策を実施する。</p>	市			教育総務課
○	<p>私立施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。</p>	県市 学校法人等			福祉課 子育て健康課
○	<p>円滑に判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。</p>	県市	<p>つがる市役所内 応急危険度判定士 2人 被災宅地危険度判定士 2人 →ともに10人以上</p>		建築住宅課
○	<p>安全点検等において問題が認められた学校施設に対して安全対策工事等を実施するほか、社会福祉施設等のブロック塀等で問題の認められる施設に対し安全対策を促すなどブロック塀等の安全対策を進める。</p>	県市	<p>老朽化及び危険度の高い順に予算確保を図り、危険個所の解消を適時行う。</p>		教育総務課
○	<p>利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、建築士等の有資格者による専門的・技術的な点検を実施する。</p> <p>また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、耐震対策工事等を実施する。</p> <p>令和8年度から校舎の非構造部材（天井及び照明器具）の落下防止対策工事を実施する。</p> <p>令和8年度：森田小中学校 令和9年度：木造地区小中学校 令和10年度：稲垣・車力地区小中学校</p>	県市	<p>公立学校施設の構造体の耐震化済み。また、屋内運動場等の非構造部材等の落下防止対策も令和2年度で全て実施完了予定。</p> <p>校舎の非構造部材のうち、天井及び照明器具の落下防止対策については3カ年にわたって実施する。</p>		教育総務課
○	<p>県と連携し、文化財を災害、火災から守るため、防災訓練、消火訓練を定期的に行い、危機管理意識を強化する。</p>	県市			社会教育文化課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】			
12	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 市所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	初掲	本市の公共施設のうち旧耐震基準が適用されていた昭和56年以前に建築された建物は約19%となっており、必要性、安心・安全利用の観点から今後の在り方を検討する必要がある。
13	<役場庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化については対策済みである。	初掲	耐震対策は行っているが、経年劣化等による庁舎の老朽化等について対策が必要である。
14	<港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	初掲	水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき保全工事を行っているが、日常点検及び定期点検を行うなど施設の維持管理を適切に実施する必要がある。
15	<防災重点農業用ため池の防災・減災対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	初掲	ため池施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽化対策が必要である。
【市街地の防災対策】			
16	<都市公園における防災・老朽化対策> 都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所に資するよう考慮し、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。	初掲	都市公園を避難場所として活用する場合、住民が生活できるようにテント等の備品及び飲料水等の生活必需品を調達する体制を整えておく必要がある。亀ヶ岡公園については井水のため飲用不可である。また、耐震化の促進も必要である。
17	<災害に強い市街地形成に関する対策> 避難場所・避難路等の公共施設整備や建築物の不燃化等を推進し、地域の避難性や防災性の向上を図っている。 また、市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、狭い生活道路の拡幅整備を検討している。		
18	<幹線街路の整備> 市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。	初掲	都市計画道路の一部見直しにより外環を切っている。今後も廃止路線の検討も加え、主要幹線の早期改良が必要とされる。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進め、施設量の最適化、施設の最適配置を図る。	市	旧耐震基準施設率 16% (R7.4現在)		管財課
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	市			管財課 消防本部総務課
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県市	車力漁港水産物供給基盤機能保全計画		農林水産課
○	青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県市			農林水産課
○	引き続き、都市公園の水準を継続するとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	市	基準面積 避難人口×2㎡ 歩行距離 2km以内（一次避難地は500m以内）		建築住宅課 農林水産課
	地域の避難性や防災性の向上に取り組むため、国・県と連携を図りながら、国の防災安全交付金等を活用して、避難地・避難路（道路・公園・広場等）の公共施設整備や避難場所、津波避難タワー等の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進していく。 また、市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、生活が色の整備を検討していく。	国 県市			土木課 建築住宅課 防災危機管理課
○	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県市	都市計画道路（全8路線） 総延長 23,300m 改良済 5,490m		建築住宅課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
19	<p><大規模盛土造成地等の耐震化に向けた対策></p> <p>国のガイドラインに基づき、3,000㎡以上又は5m以上の盛土を行った大規模盛土造成地を抽出するため、基礎資料収集を行い、大規模盛土造成地マップを作成した。</p> <p>令和4年度に大規模盛土造成地の変動予測調査が優先度の評価を行った。</p> <p>今後、変動予測調査を行う、第2次スクリーニング計画を策定している。</p>		
20	<p><市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策></p> <p>災害発生時の電柱倒壊による緊急輸送道路の閉塞などの交通機能低下を未然に防止するため、無電柱化対策を推進している。</p>		
【道路施設の防災対策】			
21	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	初掲	<p>緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。</p>
22	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	初掲	<p>緊急輸送道路の補完道路として、損壊や道路付属物の倒壊することのないように維持管理が必要である。</p>
23	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	初掲	<p>農道及び林道については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。</p>
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
24	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	初掲	

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	変動予測調査の結果を踏まえ、災害に対する住民等の理解を深め、必要により滑動崩落防止対策を行う。	市			建築住宅課
	市街地における防災性の向上に向け、引き続き、電線類の地中化を推進する。	国 県 市			
	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。	国 県 市			土木課 農林水産課
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市			土木課 農林水産課
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
	災害時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者等			-

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【空き家対策】			
25	<p><空き家対策></p> <p>大規模災害等による空き家の倒壊等を防止するため、つがる市空家等対策計画を策定するなど、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。</p>		<p>高齢者世帯の増加に伴い、管理不全の空き家も増加傾向にある。このことから、早期における発生予防や管理不全の解消、利活用の促進が必要である。</p>
26	<p><空き家対策></p> <p>空き家バンクの実施により空き家の流動化及び利活用を図り、利活用不能となる前に次の持ち主とマッチングし、空き家の適正管理につなげている。</p>		<p>適正に管理されていない空き家は大規模自然災害発生時に倒壊や火災発生の危険性が高く、道路閉鎖、避難路遮断、初期消火活動への障害等が懸念されるため、空き家所有者への管理義務等の啓発が必要である。</p>
【防火対策・消防力強化】			
27	<p><防火対策></p> <p>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。</p> <p>また、住宅用火災警報器の設置を推進している。</p>	初掲	<p>住宅用火災警報器の設置率は、県内最下位からは脱却したものの、依然として県内平均を下回っている状況である。また、火災発生件数は減少傾向である一方、死傷者数は横ばいで推移している。このため、住宅用火災警報器のさらなる設置率の向上と、地域住民の防火に対する意識の一層の高揚が必要である。</p>
28	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>		<p>消防ポンプ自動車や消防ホース等消火資機材の定期的な更新が必要であり、また令和2年4月現在、消防水利は1,152箇所整備されているが、設置されてから数十年経過し老朽化している箇所について修理、取替工事が必要である。</p>
29	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	初掲	<p>消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団と常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。また、装備等の充実・強化も併せて必要である。</p>
30	<p><防災ヘリコプター等の活動の確保></p> <p>他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。</p>	初掲	<p>必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、県と連携し、空き家の実態調査、空き家等対策計画による特定空き家の認定、法に基づく措置、改善・除却の支援などを行う。	県 五所川原 圏域定住 自立圏 市	・住宅・土地統計調査による 空き家率 17.43% (令和5年)	○	防災危機管理課
	空き家バンク制度は所有権に基づく申請主義のため悉皆調査は実施できない。このため本制度の推進啓発により適正な流動化を促すとともに、所有者へ空き家の管理義務等に関する情報提供を行う。	県 五所川原 圏域定住 自立圏 市	空き家バンク登録件数 H30:1件 →R6:72件	○	地域創生対策室
○	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き、火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県市 消防本部	住宅用火災警報器の設置率： 71%、条例適合率：65% (R7.6.1時点) 令和6年度の建物火災発生件数7件のうち住宅火災は4件(死者0名、負傷者2名)		消防本部警防課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県市 消防本部	令和7年度消防施設整備計画実態調査による消防水利の充足率(整備数から算定数を除いたもの) 79.9%		消防本部警防課
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県市	条例定数 940人 団員数 910人(令和7年4月1日) 充足率 96.8%		消防本部警防課
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県			-

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
31	<p><ドローン等のデジタル技術の活用></p> <p>消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のために、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行っている。</p> <p>また、市では、災害情報の収集に関する協定を関係団体と締結し、災害時において無人航空機を活用した災害情報の把握をできる体制を構築している。</p>	初掲	<p>災害時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うために、ドローン等の機材の活用できる体制を整えておく必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】			
32	<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	初掲	<p>令和7年4月現在で85箇所の避難所を指定しているが、大規模な水害が発生した場合の浸水想定区域外の避難所指定の拡大に努める必要がある。</p>
33	<p><福祉避難所の確保></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	初掲	<p>市内の福祉事業者の協力により、11施設の福祉避難所を開設できるようにしているが、大規模災害時にも対応できるよう福祉避難所の拡大に努める必要がある。</p> <p>また、大規模な地震が発生した場合は、建物の倒壊や生活道路等のライフライン寸断が考えられる。乳幼児をはじめとする要配慮者を受け入れできる特別の配慮が必要不可欠なものである。これらの人々を受け入れるには、事前の備えが重要であり、地域を拠点とする社会福祉施設を運営する事業者等と協力する必要がある。</p>
34	<p><福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成></p> <p>高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを作成している。</p>	初掲	<p>災害発生時に、マニュアルに基づき福祉避難所をスムーズに設置・運営が行えるか検証していく必要がある。</p>
35	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策を推進し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	初掲	<p>災害発生時に住民及び要支援者が適切な避難行動を実行できるか検証していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害時のドローン等の運用を確実にするために、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓練等を実施する。	市 消防本部	・令和5年ドローン操縦部隊結成 ・結成時より、毎月2回訓練実施中 ・火災調査書における情報収集 ・行方不明者捜索における情報収集		消防本部警防課
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	市			総務課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所拡大のため福祉事業者との協定締結を促進する。	市	つがる市内の福祉避難所の指定数 (R7) 11施設	○	防災危機管理課 福祉課 介護課
	福祉避難所の開設・運営状況を検証し、必要に応じてマニュアルの充実や修正等の検討が必要である。	県市			防災危機管理課
○	重要水防箇所や土砂災害警戒区域など、地域の実情に合った避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、地域住民へ周知する。	県市			防災危機管理課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
36	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	初掲	<p>避難経路中の危険箇所、倒壊の恐れのある建物等があることから、危険建物等の把握、避難計画の見直しをする必要がある。</p> <p>また、大規模な地震が発生した場合は、建物の倒壊や生活道路等のライフライン寸断が考えられる。災害により支援を要する方を確実に保護できるスペースや備蓄品の確保が必要である。また、より安全な避難場所へ移動させる手段・方法の確認が必要不可欠なものである。</p>
【避難行動支援】			
37	<p><避難行動要支援者名簿の更新></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	初掲	<p>避難行動要支援者で福祉サービスを利用している場合は、当該サービスを提供している事業者等が避難行動要支援者の事情について熟知していることから、名簿を作成する場合は、福祉サービス提供事業者等が把握している情報も必要不可欠なものである。</p> <p>また、個人情報取扱いの観点から、避難行動要支援者名簿に記載する情報が少ないため、高齢者、障がい者、難病患者等の情報収集を一層促進する必要がある。</p>
38	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定に向け取り組んでいる。</p> <p>避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。</p>	初掲	<p>福祉サービスを提供している事業者等が避難行動要支援者の事情について熟知していることから、個別計画（個別の避難支援プラン）策定する場合は、福祉サービス提供事業者等が把握している情報も必要不可欠なものである。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の情報が希薄なため、具体的な避難場所、避難経路等を定める個別の避難支援プランの策定が進捗していないことから、避難支援が必要な方が情報提供しやすい説明や各種関係機関の協力が得られるようにする必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
39	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、備品整備事業の実施により設立支援と活動の充実強化を図っている。</p>	初掲	<p>岩木川沿いの地域は自主防災組織の相談等があるものの、他の地域においては関心が低いと思われる、防災意識に地域差があるため、全体的な防災意識の向上に努める必要がある。</p>
40	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	初掲	<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進められるよう指導・助言する。	県市事業者	緊急時の安全な避難場所や経路の作成、また、行政機関と教職員の役割等を関係各位と連携し速やかに作成する。		教育総務課 福祉課
○	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、担当職員、社会福祉協議会、各種関係機関、民生委員等による避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	市			福祉課 介護課
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、担当職員、社会福祉協議会、各種関係機関、民生委員等による個別計画の策定支援を行う。	市			福祉課 介護課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県市	つがる市内の自主防災組織 (R7) 29組織 → (R12) 35組織		防災危機管理課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県市			防災危機管理課

リスクシナリオ			
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
41	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、津波浸水想定区域において防災訓練を実施している。</p>	初掲	<p>災害リスクの高い地区においては、避難訓練に取り組む姿勢はあるが、他の地域においては防災意識が低いことから、自主防災組織の設立等の支援を行う必要がある。</p>
42	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>取り組みなし</p>	初掲	

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県市			防災危機管理課
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。	県市			防災危機管理課

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと			
リスクシナリオ			
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【津波防災施設の整備】			
1	<流域治水対策（海岸）> 津波・高潮等による被害から沿岸域の安全安心を確保するため、護岸や離岸堤などの海岸保全施設の津波・高潮対策を進めている。		津波・高潮による越波・浸水被害の恐れが増大していることから、人工リーフ、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を進め越波・浸水被害を防ぐ必要がある。
【河川・海岸施設の耐震化・老朽化対策】			
2	<河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 地震等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	初掲	河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
【警戒避難体制の整備】			
3	<津波ハザードマップ及び津波避難計画の改訂> 津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災マップを作成するとともに、津波避難計画を策定している。		防災マップ及び津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報が変更された場合は、適宜更新していく必要がある。
4	<漁船避難ルールづくりの促進> 津波被害から漁業者や漁船を守るため、漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが促進されるよう、津波予測結果に基づく指導・助言等を行っている。		漁船避難ルールについては、漁業者の自主的な取組が必要であるため、漁協を中心としてルールづくりの促進していく必要がある。
【避難場所の指定・確保】			
5	<指定緊急避難所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	1-1 再掲	令和7年4月現在で85箇所の避難所を指定しているが、大規模な水害が発生した場合の浸水想定区域外の避難所指定の拡大に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
大規模津波等による多数の死傷者の発生を防ぐため、津波防災施設等の整備や老朽化対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、避難行動要支援者の支援体制の強化、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる住民の防災意識の向上を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	津波・高潮等の被害から背後地を守るため、護岸や離岸堤などの整備を実施する。	県			-
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県			-
○	大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、防災マップ及び津波避難計画を改定する。 改定した防災マップ及び津波避難計画は、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。	市			総務課
○	漁業者による自主的なルールづくりが進むよう、津波予測に基づく指導・助言等、県が実施する取組に引き続き協力をしていく。	県市漁協			農林水産課
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	市			総務課

リスクシナリオ			
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><福祉避難所の確保></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	1-1 再掲	<p>市内の福祉事業者の協力により、11施設の福祉避難所を開設できるようにしているが、大規模災害時にも対応できるよう福祉避難所の拡大に努める必要がある。</p> <p>また、大規模な地震が発生した場合は、建物の倒壊や生活道路等のライフライン寸断が考えられる。乳幼児をはじめとする要配慮者を受け入れできる特別の配慮が必要不可欠なものである。これらの人々を受け入れるには、事前の備えが重要であり、地域を拠点とする社会福祉施設を運営する事業者等と協力する必要がある。</p>
7	<p><福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成></p> <p>高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを作成している。</p>	1-1 再掲	<p>災害発生時に、マニュアルに基づき福祉避難所をスムーズに設置・運営が行えるか検証していく必要がある。</p>
8	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策を推進し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 再掲	<p>災害発生時に住民及び要支援者が適切な避難行動を実行できるか検証していく必要がある。</p>
9	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 再掲	<p>【福祉施設】</p> <p>大規模な地震が発生した場合は、建物の倒壊や生活道路等のライフライン寸断が考えられる。災害により支援を要する方を確実に保護できるスペースや備蓄品の確保が必要である。また、より安全な避難場所へ移動させる手段・方法の確認が必要不可欠なものである。</p>
10	<p><都市公園における防災・老朽化対策></p> <p>都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所に資するよう考慮し、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	1-1 再掲	<p>都市公園を避難場所として活用する場合、住民が生活できるようにテント等の備品及び飲料水等の生活必需品を調達する体制を整えておく必要がある。亀ヶ岡公園については井水のため飲用不可である。また、耐震化の促進も必要である。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所拡大のため福祉事業者との協定締結を促進する。	市	つがる市内の福祉避難所の指定数 (R7) 11施設	○	防災危機管理課 福祉課 介護課
	福祉避難所の開設・運営状況を検証し、必要に応じてマニュアルの充実や修正等の検討が必要である。	県市			
○	重要水防箇所や土砂災害警戒区域など、地域の実情に合った避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、地域住民へ周知する。	県市			総務課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所の確保に取り組む。	県市事業者			福祉課
○	引き続き、都市公園の水準を継続するとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	市	基準面積 避難人口×2㎡ 歩行距離 2km以内（一次避難地は500m以内）		建築住宅課 農林水産課

リスクシナリオ			
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難行動支援】			
11	<p><避難行動要支援者名簿の更新></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 より 再掲	<p>避難行動要支援者で福祉サービスを利用している場合は、当該サービスを提供している事業者等が避難行動要支援者の事情について熟知していることから、名簿を作成する場合は、福祉サービス提供事業者等が把握している情報も必要不可欠なものである。</p> <p>また、個人情報取扱いの観点から、避難行動要支援者名簿に記載する情報が少ないため、高齢者、障害、難病患者等の情報収集を一層促進する必要がある。</p>
12	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定に向け取り組んでいる。</p> <p>避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。</p>	1-1 より 再掲	<p>福祉サービスを提供している事業者等が避難行動要支援者の事情について熟知していることから、個別計画（個別の避難支援プラン）策定する場合は、福祉サービス提供事業者等が把握している情報も必要不可欠なものである。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の情報が希薄なため、具体的な避難場所、避難経路等を定める個別の避難支援プランの策定が進捗していないことから、避難支援が必要な方が情報提供しやすい説明や各種関係機関の協力が得られるようにする必要がある。</p>
【消防力の強化】			
13	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	<p>津波の浸水により消防車両が浸入できず、沿岸地域が孤立した場合に備え、防災ヘリコプターとの連携を強化するための定期的な連携訓練や、航空自衛隊及び米陸軍車力通信所との救助活動における適切な情報共有を行う体制を整備する必要がある。</p>
14	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団と常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。また、装備等の充実・強化も併せて必要である。</p>
15	<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。</p>		<p>地域の実情にあったマニュアルを整備し、災害現場に即した消防団員の安全管理マニュアルの策定が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、担当職員、社会福祉協議会、各種関係機関、民生委員等による避難行動要支援者の情報収集を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	市			福祉課 介護課
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、担当職員、社会福祉協議会、各種関係機関、民生委員等による避難行動要支援者の情報収集を実施し、個別計画の策定支援を行う。	市			福祉課 介護課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県市 消防本部	・防災航空隊との合同訓練を毎年実施。 ・防災航空隊への職員派遣 1名 R5～R7年度(3年間)		消防本部 警防課
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県市	条例定数 940人 団員数 910人(令和7年4月1日) 充足率 96.8%		消防本部 警防課
○	災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を推進する。	消防本部			消防本部 警防課

リスクシナリオ			
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
16	<p><ドローン等のデジタル技術の活用></p> <p>消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のために、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行っている。</p> <p>また、市では、災害情報の収集に関する協定を関係団体と締結し、災害時において無人航空機を活用した災害情報の把握をできる体制を構築している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うために、ドローン等の機材の活用できる体制を整えておく必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
17	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、備品整備事業の実施により設立支援と活動の充実強化を図っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>岩木川沿いの地域は自主防災組織の相談等があるものの、他の地域においては関心が低いと思われる、防災意識に地域差があるため、全体的な防災意識の向上に努める必要がある。</p>
18	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
19	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、津波浸水想定区域において防災訓練を実施している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害リスクの高い地区においては、避難訓練に取り組む姿勢はあるが、他の地域においては防災意識が低いことから、自主防災組織の設立等の支援を行う必要がある。</p>
20	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>取り組みなし</p>	1-1 より 再掲	
【津波防災地域づくりの推進】			
21	<p><津波防災地域づくりの推進></p> <p>国、県及び市町村連携の下、津波防災対策を効率的かつ効果的に推進するため、基礎となる津波浸水想定を設定するとともに、津波災害警戒区域の指定を進めている。</p>		<p>ハザードマップで津波浸水想定区域を周知しているが、住民の防災意識の向上に直結するように、さらにハザードマップの普及・啓発活動を行っていく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害時のドローン等の運用を確実にするために、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓練等を実施する。	市 消防本部	・令和5年ドローン操縦部隊結成 ・結成時より、毎月2回訓練実施中 ・火災調査書における情報収集 ・行方不明者捜索における情報収集		
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県市	つがる市内の自主防災組織 (R7) 29組織 → (R12) 35組織		総務課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県市			総務課
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県市			総務課
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。	県市			総務課
○	津波に関して新たな知見が得られた場合は、津波シミュレーション等により再度検討し、必要に応じて津波浸水想定を見直すこと及び防災意識向上のため、防災訓練やハザードマップの周知徹底を行う。	県市			総務課

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと			
リスクシナリオ			
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】			
1	＜河川改修等の治水対策＞ 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、河川改修等の整備を行っている。		一級河川岩木川水系岩木川、山田川の河川改修のほか、河道、堤体の管理として河床掘削、堤防除草などが必要である。
【河川・ダム施設等の防災対策】			
2	＜河川関連施設の耐震化・老朽化対策＞ 地震等による河川関連施設の損傷等を防止するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。	1-2 再掲	堤防やダム等の河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。
3	＜内水危険個所の被害防止対策＞ 内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、雨水管渠や排水ポンプ場の整備に努めている。		内水による家屋の浸水被害解消に向けて、浸水対策事業により一層の促進を図る必要がある。
4	＜ため池・調整池の防災対策＞ 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、市及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	初掲	ため池施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。
5	＜農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策＞ 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。	初掲	農業水利施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。
6	＜流域治水対策（海岸）＞ 津波・高潮等による被害から沿岸域の安全安心を確保するため、護岸や離岸堤などの海岸保全施設の津波・高潮対策を進めている。	1-2 より 再掲	津波・高潮による越波・浸水被害の恐れが増大していることから、人工リーフ、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を進め越波・浸水被害を防ぐ必要がある。
7	＜流域治水対策（農業水利施設の整備）＞ 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。	初掲	
8	＜流域治水対策（水田貯留機能向上）＞ 近年の頻発化・激甚化している豪雨災害への対策に向け、水田のもつ雨水貯留能力を積極的に活用する必要があるため、令和3年度から田んぼダムの取組を促進している。		

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設・ため池等の防災対策の推進、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上、ハザードマップによる防災意識の向上等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、計画的かつ効率的に河川改修と維持管理に努めるようそれぞれの河川管理者へ働きかける。	国 県 市			土木課
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県			—
	内水による被害防止に向けて、国の防災・安全交付金等の活用を検討しながら、浸水対策事業に取り組む。	市			下水道課
○	市及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。	市			農林水産課
○	老朽化した農業用排水路等について、機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 市			農林水産課
	津波・高潮等の被害から背後地を守るため、護岸や離岸堤などの整備を実施する。	県			—
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県 市			農林水産課
	田んぼダムの取組内容等を農家に理解してもらうため、分かり易い説明資料を作成し、様々な機会をとらえて普及啓発を図ることで、田んぼダムの取組を普及させる。	県 市 農地の管理者			農林水産課

リスクシナリオ			
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備】			
9	<p><洪水ハザードマップの作成></p> <p>洪水発生時における住民等の迅速な非難を確保し、被害軽減を図るため、浸水被害想定調査に基づく、洪水ハザードマップを作成している。</p>		洪水ハザードマップは策定済みであるが、法改正により近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨に基づき洪水ハザードマップを改定する必要がある。
10	<p><内水ハザードマップの作成></p> <p>内水による浸水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、内水ハザードマップを作成している。</p>		降雨等の際に浸水被害が発生する可能性のある個所を調査・把握し、必要に応じてハザードマップを見直す必要がある。
11	<p><避難情報発令体制の整備></p> <p>洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。</p>		災害のおそれのある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難情報等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。
12	<p><避難情報発令基準の見直し></p> <p>市から住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難情報等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難情報等発令基準を策定している。</p>		国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜、避難情報等の発令基準を見直ししていく必要がある。
13	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。また、災害情報等を情報発信するため、防災情報配信アプリ運営事業者と協定を締結している。</p>	初掲	悪天候時においても容易に聞き取りや情報収集可能な、緊急速報メールやSNS等の伝達手段を組み合わせていく必要がある。
14	<p><県・市・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	初掲	災害発生時の情報伝達を確実に実施するため、システム操作等を担当者以外の職員も習熟していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川管理者が指定・公表する洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを改訂し、住民等に配布・周知する。	市			防災危機管理課
○	降雨等の際に浸水被害が発生する箇所を把握のうえ、適宜、ハザードマップの見直しを行う。	市			下水道課
○	災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。 また、洪水災害に備え、円滑に避難情報等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定を進める。	県市			防災危機管理課
○	国のガイドラインの改訂等があった場合は、地域特性を踏まえ、避難情報等の発令基準の見直しを行う。	市			防災危機管理課
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県市			防災危機管理課
○	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県市			防災危機管理課

リスクシナリオ			
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】			
15	<p><指定緊急避難所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>令和7年4月現在で85箇所の避難所を指定しているが、大規模な水害が発生した場合の浸水想定区域外の避難所指定の拡大に努める必要がある。</p>
16	<p><福祉避難所の確保></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	1-1 再掲	<p>市内の福祉事業者の協力により、11施設の福祉避難所を開設できるようにしているが、大規模災害時にも対応できるよう福祉避難所の拡大に努める必要がある。</p> <p>また、大規模な地震が発生した場合は、建物の倒壊より生活道路等のライフライン寸断が考えられる。乳幼児をはじめとする要配慮者を受け入れできる特別の配慮が必要不可欠なものである。これらの人々を受け入れるには、事前の備えが重要であり、地域を拠点とする社会福祉施設を運営する事業者等と協力する必要がある。</p>
17	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策を推進し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害発生時に住民及び必要支援者が適切な避難行動を実行できるか検証していく必要がある。</p>
18	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 再掲	<p>避難経路中の危険箇所、倒壊の恐れのある建物等があることから、危険建物等の把握、避難計画の見直しをする必要がある。</p> <p>また、大規模な地震が発生した場合は、建物の倒壊より生活道路等のライフライン寸断が考えられる。災害により支援を要する方を確実に保護できるスペースや備蓄品の確保が必要である。また、より安全な避難場所へ移動させる手段・方法の確認が必要不可欠なものである。</p>
19	<p><都市公園における防災・老朽化対策></p> <p>都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所に資するよう考慮し、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	1-1 再掲	<p>都市公園を避難場所として活用する場合、住民が生活できるようにテント等の備品及び飲料水等の生活必需品を調達する体制を整えておく必要がある。亀ヶ岡公園については井水のため飲用不可である。また、耐震化の促進も必要である。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域のかつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	市			防災危機管理課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所拡大のため福祉事業者との協定締結を促進する。	市	つがる市内の福祉避難所の指定数 (R7) 11施設	○	防災危機管理課 福祉課 介護課
○	重要水防箇所や土砂災害警戒区域など、地域の実情に合った避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、地域住民へ周知する。	県市			防災危機管理課
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進められるよう指導・助言する。	県市事業者	緊急時の安全な避難場所や経路の作成、また、行政機関と教職員の役割等を関係各位と連携し速やかに作成する。		教育総務課 福祉課
○	引き続き、都市公園の水準を継続するとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	市	基準面積 避難人口×2㎡ 歩行距離 2km以内 (一次避難地は500m以内)		建築住宅課 農林水産課

リスクシナリオ			
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難行動支援】			
20	<p><避難行動要支援者名簿の更新></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 再掲	<p>避難行動要支援者で福祉サービスを利用している場合は、当該サービスを提供している事業者等が避難行動要支援者の事情について熟知していることから、名簿を作成する場合は、福祉サービス提供事業者等が把握している情報も必要不可欠なものである。</p> <p>また、個人情報取扱いの観点から、避難行動要支援者名簿に記載する情報が少ないため、高齢者、障がい者、難病患者等の情報収集を一層促進する必要がある。</p>
21	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定に向け取り組んでいる。</p> <p>避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。</p>	1-1 再掲	<p>福祉サービスを提供している事業者等が避難行動要支援者の事情について熟知していることから、個別計画（個別の避難支援プラン）策定する場合は、福祉サービス提供事業者等が把握している情報も必要不可欠なものである。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の情報が希薄なため、具体的な避難場所、避難経路等を定める個別の避難支援プランの策定が進捗していないことから、避難支援が必要な方が情報提供しやすい説明や各種関係機関の協力が得られるようにする必要がある。</p>
【消防力の強化】			
22	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 再掲	<p>大規模な浸水に備え、水難救助艇の保守や更新、また救命胴衣や水難救助隊の装備の拡充が必要である。</p>
23	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 再掲	<p>消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団と常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。また、装備等の充実・強化も併せて必要である。</p>
24	<p><ドローン等のデジタル技術の活用></p> <p>消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のために、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行っている。</p> <p>また、市では、災害情報の収集に関する協定を関係団体と締結し、災害時において無人航空機を活用した災害情報の把握をできる体制を構築している。</p>	1-1 再掲	<p>災害時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うために、ドローン等の機材の活用できる体制を整えておく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域のかつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、担当職員、社会福祉協議会、各種関係機関、民生委員等による避難行動要支援者の情報収集を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	市			福祉課 介護課
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、担当職員、社会福祉協議会、各種関係機関、民生委員等による避難行動要支援者の情報収集を実施し、個別計画の策定支援を行う。	市			福祉課 介護課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県市 消防本部	令和7年度水難救助艇1隻更新 船外機1機更新 令和8年度ボートトレーラー更新		消防本部警防課
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県市	条例定数 940人 団員数 910人(令和7年4月1日) 充足率 96.8%		消防本部警防課
	災害時のドローン等の運用を確実にするために、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓練等を実施する。	市 消防本部	・令和5年ドローン操縦部隊結成 ・結成時より、毎月2回訓練実施中 ・火災調査書における情報収集 ・行方不明者捜索における情報収集		消防本部警防課

リスクシナリオ			
1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
25	<p><水防災意識社会再構築ビジョンの取組></p> <p>岩木川等の一級水系において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え避難行動・水防活動や「洪水お知らせメール」サービスなど災害情報等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>		<p>岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取り組みを国・県とともに継続的に実施していく必要がある。</p>
26	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
27	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>取り組みなし</p>	1-1 より 再掲	

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、引き続き岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会において対策を推進する。	国 県 市			総務課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県 市			総務課
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。	県 市			総務課

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと			
リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】			
1	<土砂災害ハザードマップの作成・公表> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。		平時から、災害発生時における警戒避難につながる体制を構築するため、土砂災害警戒区域や避難場所等が記載されている土砂災害ハザードマップを住民に周知する必要がある。
2	<避難情報発令及び自主避難のための情報提供> 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。		土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難情報等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】			
3	<砂防関係施設の整備> 土砂災害に対し安全安心な市民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。	初掲	土砂災害危険箇所整備率が低いことから、砂防関係施設の整備を進める必要がある。
4	<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	初掲	既存砂防関係施設の中には、施行後長期間経過し、その機能及び性能がいかしたものがいることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。
【農山村地域における防災対策】			
5	<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	初掲	農業水利施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。
6	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、市及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	1-3 再掲	ため池施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事象

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事象を防ぐため、警戒避難体制の整備や登山者等の安全対策の推進、避難場所の確保を推進するとともに、ハザードマップによる住民の防災意識の向上等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き土砂災害ハザードマップの修正等について、助言等を行うとともに住民に対する、土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	県市			総務課
○	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難情報等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直す。	市			総務課
	災害履歴のある個所のほか、避難所等、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等を対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県			—
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県			—
○	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるように、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	県市			農林水産課
○	市及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。	市			農林水産課

リスクシナリオ			
1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><山地災害危険地区等における治山対策></p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。</p>	初掲	
8	<p><山地災害危険地区等における森林整備対策></p> <p>将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。</p>		
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】			
9	<p><十和田の警戒避難体制の整備></p> <p>令和元年6月に十和田火山災害警戒地域に指定され、十和田火山防災協議会において作成された噴火シナリオ、火山ハザードマップに基づき避難計画の作成を検討している。</p>		<p>冬季間に十和田火山が噴火した場合に、岩木川に融雪型火山泥流が流れ込み、河川の氾濫が想定されることから火山ハザードマップを住民に周知する必要がある。</p>
【登山者等の安全対策】			
10	<p><自然公園施設の整備・老朽化対策></p> <p>公園利用者の自然生態系へ与える影響による森林等の荒廃の拡大防止と、災害発生時における外国人観光客等の避難経路及び緊急避難場所の確保のため、自然公園施設の整備・改修を実施している。</p>	初掲	<p>登山道や自然歩道、避難小屋等の施設が老朽化しており、自然生態系の有する防災・減災機能の維持や、災害時の避難経路及び緊急避難場所の確保が課題となっている。老朽化した自然公園施設の再整備・改修を継続して推進していく必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】			
11	<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 再掲	<p>令和7年4月現在で85箇所の避難所を指定しているが、大規模な水害が発生した場合の浸水想定区域外の避難所指定の拡大に努める必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事象

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	<p>荒廃地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	県市			農林水産課
	<p>県は保安施設事業及び地すべり防止事業、市は小規模治山事業を実施し、災害の未然防止を図っている。</p> <p>他の防災事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。</p>	県市			農林水産課
○	<p>火山防災協議会において避難計画を検討し、県と連携して防災対策の強化を図っていく。</p>	国 県市			総務課
	<p>自然環境の持つ防災・減災機能の維持と、外国人環境客を含む公園等利用者の安全確保を図るため自然公園整備計画に則り、必要に応じて自然公園施設の国際化対応と老朽化対策を実施する。</p>	県			
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>	市			防災危機管理課

リスクシナリオ			
1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
12	<p><福祉避難所の確保></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p>	1-1 再掲	<p>市内の福祉事業者の協力により、911施設の福祉避難所を開設できるようにしているが、大規模災害時にも対応できるよう福祉避難所の拡大に努める必要がある。</p> <p>また、大規模な地震が発生した場合は、建物の倒壊や生活道路等のライフライン寸断が考えられる。乳幼児をはじめとする要配慮者を受け入れできる特別な配慮が必要不可欠なものである。これらの人々を受け入れるには、事前の備えが重要であり、地域を拠点とする社会福祉施設を運営する事業者等と協力する必要がある。</p>
13	<p><福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成></p> <p>高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを整備する作成している。</p>	1-1 再掲	<p>災害発生時に、マニュアルに基づき福祉避難所をスムーズに設置・運営が行えるか検証していく必要がある。</p>
14	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策を推進し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 再掲	<p>災害発生時に住民及び要支援者が適切な避難行動を実行できるか検証していく必要がある。</p>
15	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 再掲	<p>避難経路中の危険箇所、倒壊の恐れのある建物等があることから、危険建物等の把握、避難計画の見直しをする必要がある。</p> <p>また、大規模な地震が発生した場合は、建物の倒壊や生活道路等のライフライン寸断が考えられる。災害により支援を要する方を確実に保護できるスペースや備蓄品の確保が必要である。また、より安全な避難場所へ移動させる手段・方法の確認が必要不可欠なものである。</p>
16	<p><都市公園における防災・老朽化対策></p> <p>都市公園は、住民生活に安らぎと潤いを与える貴重な空間として、また、災害時における避難場所に資するよう考慮し、地域の特性を生かした公園の活用を推進している。</p>	1-1 再掲	<p>都市公園を避難場所として活用する場合、住民が生活できるようにテント等の備品及び飲料水等の生活必需品を調達する体制を整えておく必要がある。亀ヶ岡公園については井水のため飲用不可である。また、耐震化の促進も必要である。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事象

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、福祉避難所となりうる福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、福祉避難所拡大のため福祉事業者との協定締結を促進する。	市	つがる市内の福祉避難所の指定数 (R27) 911施設	○	防災危機管理課 福祉課 介護課
	福祉避難所の開設・運営状況を検証し、必要に応じてマニュアルの充実や修正等の検討が必要である。	県市			防災危機管理課
○	重要水防箇所や土砂災害警戒区域など、地域の実情に合った避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、地域住民へ周知する。	県市			防災危機管理課
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進めよう指導・助言する。	県市事業者	緊急時の安全な避難場所や経路の作成、また、行政機関と教職員の役割等を関係各位と連携し速やかに作成する。		教育総務課 福祉課
○	引き続き、都市公園の水準を継続するとともに、災害発生時に避難場所や活動拠点を確保するため、都市公園の防災機能の強化に向けて検討を行う。	市	基準面積 避難人口×2㎡ 歩行距離 2km以内（一次避難地は500m以内）		建築住宅課 農林水産課

リスクシナリオ			
1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
17	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>取り組みなし</p>	初掲	<p>災害発生時における情報通信利用環境として、市が管理する施設においてWi-Fi利用環境を整備していく必要がある。</p>
【避難行動支援】			
18	<p><避難行動要支援者名簿の更新></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿を作成している。</p>	1-1 再掲	<p>避難行動要支援者で福祉サービスを利用している場合は、当該サービスを提供している事業者等が避難行動要支援者の事情について熟知していることから、名簿を作成する場合は、福祉サービス提供事業者等が把握している情報も必要不可欠なものである。</p> <p>また、個人情報取扱いの観点から、避難行動要支援者名簿に記載する情報が少ないため、高齢者、障がい者、難病患者等の情報収集を一層促進する必要がある。</p>
19	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定に向け取り組んでいる。</p> <p>避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。</p>	1-1 再掲	<p>福祉サービスを提供している事業者等が避難行動要支援者の事情について熟知していることから、個別計画（個別の避難支援プラン）策定する場合は、福祉サービス提供事業者等が把握している情報も必要不可欠なものである。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿の情報が希薄なため、具体的な避難場所、避難経路等を定める個別の避難支援プランの策定が進捗していないことから、避難支援が必要な方が情報提供しやすい説明や各種関係機関の協力が得られるようにする必要がある。</p>
【消防力の強化】			
20	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 再掲	<p>火山噴火や土砂災害等での救助活動に必要不可欠な救助工作車や空気呼吸器、防毒マスク等の各種救助資機材の整備・更新を継続的に実施し、適切な消防体制を整備する必要がある。</p>
21	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 再掲	<p>消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団と常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。また、装備等の充実・強化も併せて必要である。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事象

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	市			総務課
○	名簿の登録情報について登録情報の確認を行うため、担当職員、社会福祉協議会、各種関係機関、民生委員等による避難行動要支援者の情報収集を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	市			福祉課 介護課
○	個別計画（個別の避難支援プラン）策定を推進するため、避難行動要支援者名簿の登録情報の確認と併せて、担当職員、社会福祉協議会、各種関係機関、民生委員等による避難行動要支援者の情報収集を実施し、個別計画の策定支援を行う。	市			福祉課 介護課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 市 消防本部	救助工作車 1台 平成21年配備		消防本部警 防課
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 市	条例定数 940人 団員数 910人(令和7年4月1日) 充足率 96.8%		消防本部警 防課

リスクシナリオ			
1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
22	<p><ドローン等のデジタル技術の活用></p> <p>消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のために、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行っている。</p> <p>また、市では、災害情報の収集に関する協定を関係団体と締結し、災害時において無人航空機を活用した災害情報の把握をできる体制を構築している。</p>	1-1 より 再掲	<p>災害時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うために、ドローン等の機材の活用できる体制を整えておく必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
23	<p><土砂災害に対する防災意識の啓発></p> <p>土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、市ホームページにより土砂災害警戒区域等の周知を図っている。</p>		<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
24	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、備品整備事業の実施により設立支援と活動の充実強化を図っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>岩木川沿いの地域は自主防災組織の相談等があるものの、他の地域においては関心が低いと思われ、防災意識に地域差があるため、全体的な防災意識の向上に努める必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害時のドローン等の運用を確実にするために、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓練等を実施する。	市 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年ドローン操縦部隊結成 ・結成時より、毎月2回訓練実施中 ・火災調査書における情報収集 ・行方不明者捜索における情報収集 		消防本部警防課
○	引き続き住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。	市			総務課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県市	つがる市内の自主防災組織 (R7) 29組織 → (R12) 35組織		総務課

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと			
リスクシナリオ			
1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防雪施設の整備】			
1	<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や防雪施設の整備を推進している。		冬期間、地域の特性として強い季節風による地吹雪の発生地帯であり、吹き溜まりやホワイトアウトによる視距不良で交通障害がたびたび生じている。
【道路交通の確保】			
2	<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、市直営除雪のほか除雪者等の確保に努め、効率的な除雪を実施している。		爆弾低気圧の発生頻度が高まる昨今、降雪はもとより、地吹雪発生時の吹き溜まりによる交通障害が生じる。
3	<立往生車両の未然防止> 豪雪時等の異常気象による立往生車両の発生を未然に防止するため、事前通行止めを適切に行うほか、立往生車両が発生した際に速やかに道路交通を確保するため、災害対策基本法に基づく車両移動等について検討している。 なお、平成24年2月に暴風雪による車両の立往生が発生した国道279号では、再発防止に向けて、関係機関との連携強化や緊急時の体制構築を図るとともに、対応訓練を実施している。		
【代替交通手段の確保】			
4	<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。	初掲	市南部でJR五能線が運行しているが、市内の交通手段は、ほぼ全域道路を使用することになる。このため道路通行困難時は、早期の道路啓開や迂回路が必要である。
【情報通信の確保】			
5	<情報通信利用環境の強化> 取り組みなし	1-4 再掲	災害発生時における情報通信利用環境として、市が管理する施設においてWi-Fi利用環境を整備していく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
6	<冬季の防災意識の啓発> 豪雪災害等に対する防災意識の向上及び、雪下ろし事故の防止を図るための対策を検討する。		高齢者等による屋根の雪下ろしの滑落事故や単独作業時の滑落事故を予防する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、防雪施設の整備や除排雪体制の強化や、代替え交通手段の確保を推進するとともに、広報・ホームページによる冬季の防災意識の啓発を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	県市			土木課
○	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き市の除雪体制を維持するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。	国県市			土木課
	災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行う。	県			-
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県市			地域創生課
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	市			総務課
○	住民への広報・ホームページ等による注意喚起や情報提供を実施する。	市			土木課

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと			
リスクシナリオ			
1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に 伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】			
1	<p><県・市・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	1-3 より 再掲	災害発生時の情報伝達を確実に実施するため、システム操作等を担当者以外の職員も習熟していく必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】			
2	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。また、災害情報等を情報発信するため、防災情報配信アプリ運営事業者と協定を締結している。</p>	1-3 より 再掲	悪天候時においても容易に聞き取りや情報収集可能な、緊急速報メールやSNS等の伝達手段を組み合わせていく必要がある。
3	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>取り組みなし</p>	1-4 より 再掲	災害発生時における情報通信利用環境として、市が管理する施設においてWi-Fi利用環境を整備していく必要がある。
4	<p><障がい者等に対する避難情報伝達></p> <p>障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、市広報誌により、災害情報メールへの登録方法等を周知している。</p>		障がい者への災害発生情報や避難情報等の伝達体制について脆弱であるため検討していく必要がある。
5	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、市が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	初掲	市内一部の宿泊施設にはWi-Fi環境が整備されているが、全ての施設に整備されているわけではないので、Wi-Fi環境の拡充整備を進めていく必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
6	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供手段の強化を推進するとともに、住民の防災意識の向上や防災教育の推進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県市			防災危機管理課
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県市			防災危機管理課
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	市			防災危機管理課
○	障がい者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き、防災情報メールの周知を行うほか、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制について検討する。	市			福祉課
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	市			商工観光課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県市			防災危機管理課

リスクシナリオ			
1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><防災情報の入手に関する普及啓発></p> <p>災害発生時に、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、ホームページや広報誌を通じて普及啓発を行っている。</p>		<p>災害に伴う大規模停電発生時においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。</p>
8	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>取り組みなし</p>	1-1 より 再掲	
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】			
9	<p><防災教育の推進></p> <p>児童生徒の防災意識を育成するため、防災施設見学や、パンフレットの配布、防災教室の実施を行っている。</p>		<p>防災教育を高めるため、地域や校内の安全マップを作成するなど、児童生徒の危険予測が高まる防災教育を行う必要がある。</p>
10	<p><学校防災体制の確立></p> <p>学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。</p>		<p>学校にいる時間帯のみならず登下校中の災害が発生した場合のマニュアルを作成する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら、各種講演会や出前講座等の場を活用して防災意識の啓発を図る。 また、引き続き、広報やホームページ、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県市			防災危機管理課
	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。	県市			防災危機管理課
○	各学校において、適切な防災教育が実施されるよう、普及啓発活動の充実を図る。	市			教育総務課
○	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	市			教育総務課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること			
リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】			
1	<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫を建設し備蓄を進めている。 また、災害時における相互協力に関する協定を大型SC等と締結し、災害発生時に調達可能な物資の確保に努めている。	初掲	住民等においても家庭内備蓄について普及啓発活動を図る必要がある。
2	<災害発生時の物流インフラの確保> 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。		緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等の倒壊することのないように維持管理が必要である。
3	<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合西北五支部と締結している「災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定」に基づき、燃料の確保に努めている。	初掲	災害発生時には青森県石油商業組合西北五支部との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
4	<避難所等への燃料供給の確保> 青森県石油商業組合西北五支部と締結している「災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定」に基づき、燃料の確保に努めている。	初掲	災害発生時には青森県石油商業組合西北五支部との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
5	<避難所における水等の確保> 災害発生時に避難所における水を確保するため、水道事業者において、応急給水資機材の整備を行うと共に、西北五圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等により水を確保する体制が整備されている。	初掲	物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。
6	<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	初掲	災害対応において、関係機関ごとの体制や運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報共有化の検討等が必要である。
7	<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	初掲	協定等に基づく救援物資や国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れ運用体制を整備する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県市			防災危機管理課
○	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を検討する。	県市	青森県地域防災計画（風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編）		土木課
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県市			管財課
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	市			防災危機管理課
○	引き続き、水道事業者と連携を取りながら、避難所における水等を確保されるよう、円滑な物資輸送を推進する。	市		○	防災危機管理課
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	県市			防災危機管理課
○	物資等の受援を円滑に実施するための、受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	市			防災危機管理課

リスクシナリオ			
2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
8	<p><要配慮者（難病疾患等）への医療的支援></p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、福祉課、子育て健康課及び西北保健所と相互に連携し、対象者の把握に努めている。</p>	初掲	連携した取組は行われているものの、情報の集約方法や共有体制が十分に整理されておらず、災害時に必要となる詳細な情報共有や、状況に応じた支援の検討・実施に課題がある。
9	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めている。</p>	初掲	災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、関係機関と連携体制を構築する必要がある。
10	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>	初掲	救護班が必要な備蓄する医薬品等の種類や量など詳細が明確に示されていない。県が全県をカバーするため必要量の確保ができるのか不明。
【水道施設の防災対策】			
11	<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	初掲	今後の人口変動を踏まえ、水道施設等の耐震化及び老朽化対策の計画を進めなければならない。
12	<p><応急給水資機材の整備></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>	初掲	災害時の断水が発生した場合、被災者の必要とする最小限の飲料水の供給を確保できるように、応急給水の体制を整え、災害用備蓄資材の整備も進めていく必要がある。
13	<p><水道施設の応急対策></p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>	初掲	災害時に水道施設に被害が発生した場合、速やかに給水を可能にするために、応急復旧の体制を見直し、災害用設備資材の整備も計画的に進める必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	連携体制の整理を進め、要配慮者等に関する情報について、把握・更新・共有が円滑に行われる体制の構築を図る。あわせて、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を行う。 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。	市			健康推進課
○	災害時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、関係機関等との連携体制を強化していく。	市	災害時に救護班(保健師)が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練等の実施などにより、関係機関との連携体制を強化していく。		総務課
○	災害時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、関係機関等との連携体制を強化していく。また、防災訓練の実施などにより、必要な物や量を確認していく。	市			健康推進課
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道事業者			—
○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急給水)の更新を図る。	水道事業者		○	—
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急復旧)の更新を図る。	水道事業者		○	—

リスクシナリオ			
2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
14	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。
15	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路の補完道路として、損壊や道路付属物の倒壊することのないように維持管理が必要である。
16	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	農道及び林道については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。
17	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	初掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
18	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	1-1 より 再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】			
19	<p><港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策></p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>	1-1 より 再掲	水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき保全工事を行っているが、日常点検及び定期点検を行うなど施設の維持管理を適切に実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。	国 県 市			土木課 農林水産課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市			土木課 農林水産課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		○	土木課
	災害時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者等			-
○	災害発生時の回路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 市	車力漁港水産物供給基盤機能保全計画		農林水産課

リスクシナリオ			
2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【食料生産体制の強化】			
20	<p><食料生産体制の強化></p> <p>農業については、荒廃農地の発生防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、農業法人化へ向けての取組を支援している。</p> <p>漁業については、水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。</p>	初掲	<p>少子高齢化により、農漁業者人口は減少傾向にあるため、農業におかれては、農地の集約・担い手の育成が必要であり、災害時には農産物の安定供給ができるよう生産体制を強化する必要がある。漁業については、水揚量の増加に取り組むよう水産基盤の強化が必要である。</p>
21	<p><流域治水対策（農業水利施設の整備）></p> <p>集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。</p>	1-3 より 再掲	
22	<p><農業・水産施設等の老朽化、豪雨・地震対策></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、県の技術的な支援等を受け、施設の長寿命化計画を策定する。</p> <p>また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	初掲	<p>まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。</p> <p>また、対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>
23	<p><園芸地事業継続対策></p> <p>放任園発生防止対策の事業により、りんご病害虫発生防止を図り、山地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。</p>	初掲	<p>安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。</p>
【河川・ダム施設等の防災対策】			
24	<p><流域治水対策（海岸）></p> <p>津波・高潮等による被害から沿岸域の安全安心を確保するため、護岸や離岸堤などの海岸保全施設の津波・高潮対策を進めている。</p>	1-2 より 再掲	<p>津波・高潮による越波・浸水被害の恐れが増大していることから、人工リーフ、護岸、離岸堤などの海岸保全施設の整備を進め越波・浸水被害を防ぐ必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	農業については、生産基盤の強化により生産体制の強化を図る。 漁業については、水産基盤の強化により水揚げ量の増加を図る。	市			農林水産課
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県市			
○	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、県の技術的な支援を受け、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図る。 老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。	県市 土地改良区			農林水産課
	園芸産地における事業継続計画の検討や、自力施工等の技能習得、既存ハウスの補強等の被害防止対策の導入、また、営農計画の実践に必要な取組等に対して支援していく。	県市			
	津波・高潮等の被害から背後地を守るため、護岸や離岸堤などの整備を実施する。	県			-

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること			
リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【地域の孤立防止対策】			
1	＜地域の孤立防止対策＞ 災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取組を県と一体となって推進している。 この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。		孤立の恐れのある集落に対し、一方が被災し通行できないとしても、もう一方からアクセスできるよう二方向以上から通じる道路が必要である。
【孤立地域発生時の支援体制の構築】			
2	＜孤立地域発生時の支援体制の確保＞ 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。		多数の孤立集落が同時に発生した場合でも、対応が可能となるよう、関係機関との支援体制を強化する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】			
3	＜代替交通手段の確保＞ 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者と情報共有を図っている。	1-5 より 再掲	市南部でJR五能線が運行しているが、市内の交通手段は、ほぼ全域道路を使用することになる。このため道路通行困難時は、早期の道路啓開や迂回路が必要である。
4	＜代替輸送手段の確保＞ 海に面する当市の地域特性を生かし、災害発生時に漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の長寿命化を図るための水産物供給基盤機能保全事業基本計画を策定している。	初掲	水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき保全工事を行っているが、日常点検及び定期点検を行うなど施設の維持管理を適切に実施する必要がある。
【防災ヘリコプターの運航の確保】			
5	＜防災ヘリコプターの連携体制の確立＞ 他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援の受入体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。	初掲	防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ確かな活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある地域への支援体制の構築や、代替え交通・輸送手段の確保、道路施設の防災対策を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県との連携を図りながら、引き続き、孤立の恐れがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握のうえ、必要な対策を実施する。	県市	つがる市総合計画	○	土木課
○	県及び周辺市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。	県市		○	総務課
○	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県市			地域創生課
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、水産物供給基盤機能保全事業計画に基づき、今後も漁港施設の長寿命化を図る。	県市	車力漁港水産物供給基盤機能保全計画		農林水産課
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同式本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県			—

リスクシナリオ			
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><防災ヘリコプター等の活動の確保></p> <p>災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、全市町村に1カ所以上、県内90カ所を場外離着陸場に指定している。</p>	1-1 再掲	必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。
【情報通信の確保】			
7	<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>取り組みなし</p>	1-4 再掲	災害発生時における情報通信利用環境として、市が管理する施設においてWi-Fi利用環境を整備していく必要がある。
【道路施設の防災対策】			
8	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。
9	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 再掲	緊急輸送道路の補完道路として、損壊や道路付属物の倒壊することのないように維持管理が必要である。
10	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 再掲	農道及び林道については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽化対策が必要である。
11	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に現況調査を実施する。 また、市町村から場外離着陸場の追加申請がある場合は、迅速に現場確認を行い、指定に向けた手続きを実施する。	県			-
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の充実を図る。	市			総務課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。	国 県 市			土木課 農林水産課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市			土木課 農林水産課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		○	土木課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること			
リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】			
1	<役場庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化については対策済みである。	1-1 再掲	耐震対策は行っているが、経年劣化等による庁舎の老朽化等について対策が必要である。
【災害対策本部等機能の強化】			
2	<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。	初掲	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】			
3	<災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化> 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動される緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画を策定している。 また、北海道東北各県持ち回りで緊急消防援助隊のブロック訓練を実施している。		大規模災害での県内消防本部や関係機関との円滑な連携が行われるよう、緊急消防援助隊ブロック訓練等の訓練を通して受援体制を定期的に更新していく必要がある。
4	<防災航空隊への航空支援> 大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける場合、航空部隊が円滑に活動できるよう、県内の消防機関と青森県防災航空隊経験者を航空支援員として派遣する協定を締結している。		緊急消防援助隊航空部隊等との情報共有を行う上でも重要であるため、今後も継続し大規模災害へ備える必要がある。
5	<医療従事者確保に係る連携体制> 市内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	初掲	もともと医療資源が不足している地域で、市内医師の協力がどのくらい得られるのかが不明であり、具体的な協力依頼が必要になる。さらに、広域連携や災害時派遣医療チーム（DMAT）の協力が不可欠であり、日頃からの連携が重要。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
自衛隊、警察、海保等の被災により救助・救急活動等が実施できない事態を防ぐため、防災関連施設や公共施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関の連携強化、災害応援・救援物資等の受入体制の確保、防災訓練の推進や自主防災組織の活性化による地域防災力の向上等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	市			管財課
○	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	市			総務課
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県市	・R7年10月、北海道東北ブロック訓練（山形県）参加 ・R7年11月、青森県総合防災訓練参加		消防本部警防課
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練を開催・参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県市	・防災航空隊との合同訓練を毎年実施。 ・防災航空隊への職員派遣 1名 R5～R7年度(3年間)		消防本部警防課
○	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	市	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議により「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請する。		健康推進課

リスクシナリオ			
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p>	初掲	大規模災害での県内消防本部や関係機関との円滑な連携が行われるよう、県総合防災訓練等の訓練を通して受援体制を定期的に更新していく必要がある。
7	<p><図上訓練の実施></p> <p>災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。</p>	初掲	大規模災害での県内消防本部や関係機関との円滑な連携や情報共有が行われるよう、図上訓練等を通して職員の各種防災システムの機器操作の習熟に努めていく必要がある。
救急・救助活動の体制強化]			
8	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	1-1 より 再掲	適切な消防体制を整備するため、救急・救助活動に不可欠な救急自動車や救助工作車等の緊急車両や各種資機材の更新を継続的に実施していく必要がある。
9	<p><消防団の充実></p> <p>地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 より 再掲	消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団と常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。また、装備等の充実・強化も併せて必要である。
10	<p><救急・救助活動等の体制強化></p> <p>災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。</p> <p>また、救急救命士の新規養成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。</p>		毎年救急救命士の新規養成を行っているが、熟練した有資格者の減少に加え経験の少ない救急救命士の増加が見込まれることから、救急救命士の再教育を通じて専門的知識、技能を習得していく必要がある。また、救急隊員や救急救命士等の指導的立場となる指導救命士の新規養成も行っており、今後も継続して上記資格者の新規養成、再教育や各種研修による救急業務の質の向上を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	市 防災関係機関			消防本部警防課 防災危機管理課
○	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	市 防災関係機関			消防本部警防課 防災危機管理課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県市 消防本部	・H29年度 高規格救急自動車1台 配備先：つがる市消防署 ・H30年度 高規格救急自動車1台 配備先：車力分署		消防本部警防課
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県市	条例定数 940人 団員数 910人(令和7年4月1日) 充足率 96.8%		消防本部警防課
○	災害時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。 また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。	消防本部 市	H28～R7年度 救急救命士新規養成 毎年1名 R1年度 指導救命士新規養成1名 R4年度 指導救命士新規養成1名 救急救命士有資格者数 28名 指導救命士有資格者数 2名		消防本部警防課

リスクシナリオ			
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】			
11	<p><被災地応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	2-1 より 再掲	災害対応において、関係機関ごとの体制や運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報共有の検討等が必要である。
12	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>	2-1 再掲	協定等に基づく救援物資や国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れ運用体制を整備する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
13	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報やホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	1-1 より 再掲	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
14	<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、津波浸水想定区域において防災訓練を実施している。</p>	1-1 より 再掲	災害リスクの高い地区においては、避難訓練に取り組む姿勢はあるが、他の地域においては防災意識が低いことから、自主防災組織の設立等の支援を行う必要がある。
15	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、備品整備事業の実施により設立支援と活動の充実強化を図っている。</p>	1-1 より 再掲	岩木川沿いの地域は自主防災組織の相談等があるものの、他の地域においては関心が低いと思われる、防災意識に地域差があるため、全体的な防災意識の向上に努める必要がある。
16	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>取り組みなし</p>	1-1 より 再掲	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	県市			総務課
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	市			総務課
○	地域住民の防災意識を高めるため、県との連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、引き続き広報や防災訓練等を通じての防災意識の啓発を図る。	県市			総務課
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施するとともに、各地区の避難訓練等の支援を実施する。	県市			総務課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県市	つがる市内の自主防災組織 (R7) 29組織 → (R12) 35組織		総務課
○	地域住民等に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市地域防災計画への規定についても進める。	県市			総務課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること			
リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】			
1	<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合西北五支部と締結している「災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定」に基づき、燃料の確保に努めている。	2-1 再掲	災害発生時には青森県石油商業組合西北五支部との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
2	<緊急車両等への燃料供給の確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合西北五支部と優先供給に係る協定を締結している。		災害発生時には青森県石油商業組合西北五支部との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
3	<医療施設の燃料等確保> 取り組みなし		
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】			
4	<防災ヘリコプターの燃料確保> 大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航できるよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者及び県外からタンクローリー等での燃料搬送も可能な県外の供給事業者それぞれと協定を締結し、燃料供給体制を構築している。 また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。		航空燃料を各消防本部で備蓄することで、給油による青森空港までの往復時間が短縮される等、災害対応に非常に有効であるため、今後も継続する必要がある。
【道路施設の防災対策】			
5	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。
6	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 再掲	緊急輸送道路の補完道路として、損壊や道路付属物の倒壊することのないように維持管理が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・病院・防災ヘリに対する燃料供給の確保、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策、道路施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県市			管財課
○	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	市			管財課
	近隣県の石油商業組合への依頼や県への応援要請の他、県内外の備蓄在庫のある業者からの調達による確保に努める。	施設管理者等			-
○	備蓄燃料保管場所の耐震化・老朽化の状況を確認し、各消防本部等へ耐震化対策・老朽化対策を依頼する。 また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、4ヶ月毎に交換を実施する。	県市	防災ヘリコプターの航空燃料の備蓄 ・つがる市北消防署 ドラム缶2本		消防本部警防課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。	国 県市			土木課 農林水産課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県市			土木課 農林水産課

リスクシナリオ			
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 再掲	農道及び林道については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽化対策が必要である。
8	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 初掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		○	土木課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること			
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【帰宅困難者の避難体制の確保】			
1	<観光客の避難体制の強化> 災害発生時の観光客の安全確保を図るため、危機管理の必要性を県内市町村や観光事業者・団体等に普及啓発するセミナーを開催するなど、災害発生時を想定した観光客への適切な対応体制の整備を推進している。		個人観光客が多くを占める現状にあって、災害が発生し帰宅困難となった場合に対応するため、外国人を含む観光客が自力で避難し、情報収集できるような体制を構築し、観光客に安全・安心に滞在してもらえる受入環境を整備する必要がある。
2	<観光客等に対する避難所等の確保> 災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進めている。		市内で開催される祭りなどの期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、市の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】			
3	<非常物資の備蓄> 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫を建設し備蓄を進めている。 また、災害時における相互協力に関する協定を大型SC等と締結し、災害発生時に調達可能な物資の確保に努めている。	2-1 より 再掲	住民等においても家庭内備蓄について普及啓発活動を図る必要がある。
4	<応急給水資機材の整備> 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	2-1 より 再掲	災害時に水道施設に被害が発生した場合、速やかに給水を可能にするために、応急復旧の体制を見直し、災害用設備資材の整備も計画的に進める必要がある。
5	<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	災害対応において、関係機関ごとの体制や運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報共有化の検討等が必要である。
6	<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	2-1 より 再掲	協定等に基づく救援物資や国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れ運用体制を整備する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等の発生により水・食料等の供給が不足する等の混乱を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。また、外国人観光客等に対する情報提供体制強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、受入環境の改善を図るとともに、災害発生時において外国人観光客が自力で情報収集、避難ができる体制を整えるため、事業者や市町村、警察等と連携しながら、事業者の災害発生時対応力の向上を図る。	県			-
○	災害発生時に市の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村へ避難する広域避難等について検討する。	県市			防災危機管理課
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県市			防災危機管理課
○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道事業者		○	環境衛生課
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	県市			総務課
○	物資等の受援を円滑に実施するための、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。	市			総務課

リスクシナリオ			
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【情報伝達の強化】			
7	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、市が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	1-6 再掲	<p>市内一部の宿泊施設にはWi-Fi環境が整備されているが、全ての施設に整備されているわけではないので、Wi-Fi環境の拡充整備を進めていく必要がある。</p>
8	<p><交通規制等の交通情報提供></p> <p>自動車運転者等に県内の道路の交通規制状況を把握してもらうため、「青森みち情報」HPや道路情報板で通行止めなどの交通情報を提供している。</p>		<p>通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	市			観光・ブランド戦略課
	引き続き、交通情報を提供するとともに、災害時の自動車による不要不急の外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく。	県			-

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること			
リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】			
1	<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	つがる市民診療所は耐震基準を満たしているが、個人病院等においては、耐震化及び老朽化対策を推進していく必要がある。
2	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	【児童福祉施設】 認定こども園等では、保護者の就労形態の多様化や就学前児童への教育ニーズの高まりに伴い、安心して子育てができる環境が求められている。また、現行の児童館は、平成24年に建築され、現在は大規模改修は特に必要としないものの、今後を見据えた施設の安全性を確保するため、施設整備は必要不可欠なものである。 【障害福祉サービス事業所】 障害福祉施設の利用者は、災害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難であるため、障害福祉施設の耐震化を推進していく必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】			
3	<災害時医療の連携体制> 取り組みなし	初掲	
4	<医療従事者確保に係る連携体制> 市内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	2-3 より 再掲	もともと医療資源が不足している地域で、市内医師の協力がどのくらい得られるのかが不明であり、具体的な協力依頼が必要になる。さらに、広域連携や災害時派遣医療チーム（DMAT）の協力が不可欠であり、日頃からの連携が重要。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化を推進、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化及び道路施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	県市施設管理者等			建築住宅課
	県及び市は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県市社会福祉法人等			福祉課 子育て健康課
	関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討のうえ、マニュアルの見直しを進めていく。 また、大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。	施設管理者等			—
	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	市	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議により「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請する。		健康推進課

リスクシナリオ			
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
5	<p><お薬手帳の利用啓発></p> <p>災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、「おくすり手帳」の普及啓発を行っている。</p>	初掲	
【防災ヘリコプターの運航の確保】			
6	<p><防災ヘリコプターの連携体制の確立></p> <p>他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。</p> <p>大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。</p>	2-2より再掲	<p>防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。</p> <p>また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。</p>
【避難者の健康対策】			
7	<p><避難所外避難者の把握等の対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>	初掲	<p>車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。</p> <p>また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。</p>
8	<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>	初掲	<p>主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓発を図る。	県市 薬剤師会	災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、「おくすり手帳」の普及啓発を行っている。		健康推進課
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同式本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県			—
	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。 また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。	県市			健康推進課
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	県市			健康推進課

リスクシナリオ			
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【要配慮者等への支援】			
9	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（D C A T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>また、県が進めているD C A Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p>	初掲	<p>薬や医療機器を必要とする高齢者、あるいは環境の変化によって混乱をきたしやすい認知症高齢者などの一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。</p>
10	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（D C A T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>市としては、県が進めているD C A Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議への参加を促していく。</p>	初掲	<p>災害時での多様な福祉ニーズに対応する必要があることから、専門的知識と経験を有する職員を予め複数人選出することと、研修会や会議を通じ、職員が自身のスキルアップに努めることが必要不可欠である。</p> <p>また、災害発生時に速やかに避難所を開設できる体制を整え、有事の際は、迅速な情報収集と正確な情報発信が市民から求められる。</p>
11	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（D C A T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>また、県が進めているD C A Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p>	初掲	<p>県では様々な生活環境に配慮したし対応ができるD C A Tチーム員を養成するとともに、県外からの派遣があった場合の受け入れ態勢を正比してもらいたい。</p> <p>市では限界があり、県を頼らなくては実現できないので、県と協力を市取り組んでいく必要がある。</p>
12	<p><男女のニーズの違い等に配慮した支援></p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮している。</p>	初掲	<p>避難所では、生活環境が変化し、性別により様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	<p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。</p> <p>市は、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>	<p>県 市 施設管理者等</p>			<p>介護課</p>
	<p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。</p> <p>市は、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>	<p>県 市 施設管理者等</p>			<p>福祉課</p>
	<p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（DCAT）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。</p> <p>市は、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>	<p>県 市 施設管理者等</p>	<p>災害発生時に要配慮者（妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、研修や会議を通じ啓発している。</p>		<p>健康推進課</p>
	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。</p>	<p>市</p>			<p>総務課</p>

リスクシナリオ			
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
13	<p><心のケア体制の確保></p> <p>心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発や支援者の育成、子どもへのストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p>	初掲	被災時は、健康な方でも平常時より強いストレスを受けることが予想され、それらに対応したこころのケアを含めた健康づくりを図っていく必要がある。
14	<p><児童生徒の心のサポート></p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。</p>	初掲	児童生徒の心の健康状態の的確な把握や心の健康状態に応じた学校等との適切な対策を講じる必要があることから、県、学校、教育委員会等で心のケア・充実の取組を考える組織等の体制を構築する必要がある。
15	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客に対する防災情報提供として、市が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	1-6 より 再掲	市内一部の宿泊施設にはWi-Fi環境が整備されているが、全ての施設に整備されているわけではないので、Wi-Fi環境の拡充整備を進めていく必要がある。
16	<p><動物救護対策></p> <p>地域防災計画において、避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしている。</p>		災害発生時の動物救護対策に関しては、普及啓発を図るため、パンフレット等を作成し、関係者に周知活動を行わなければならない。 また、災害発生時に備え、防災訓練等をペット同行で行う必要がある。
【道路施設の防災対策】			
17	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。
18	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路の補完道路として、損壊や道路付属物の倒壊することのないように維持管理が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。</p> <p>また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。</p>	県市	心の健康づくりを推進するため、年数回の講演会を実施し、こころの病気とその対応についての普及啓発やゲートキーパーの育成、小学生の子どもらへのストレスの対処方法等の出前教室等での情報提供、相談窓口の周知を行っている。		健康推進課
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、県と連携して児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県市			教育総務課
	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、多言語による情報の発信について検討する。	市			観光・ブランド戦略課
	<p>災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。</p> <p>また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。</p>	県市			市民課
	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p> <p>併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。</p> <p>併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。</p>	国 県市			土木課 農林水産課
	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県市			土木課 農林水産課

リスクシナリオ			
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
19	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	農道及び林道については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽化対策が必要である。
20	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 初掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		○	土木課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること			
リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【感染症対策】			
1	<避難所における衛生環境の維持> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、市では、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。		避難所運営において発生するゴミや、し尿を適切に処理する体制構築の必要がある。
2	<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修及び訓練を実施している。 また、感染症への意識向上のため、町民や関係者に対して教室等による普及啓発を実施している。		災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発を今後は定期的に広報等で周知するとともに職員の研修等を実施し、今後、発生しうる災害時の感染症について予防知識を得られるように努力する。
3	<予防接種の促進> 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、個別接種動奨、普及啓発を行っている。		災害発生時の感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことにより、日頃からの未接種者への接種動奨及び普及啓発を図る必要がある。
【下水道施設の機能確保】			
4	<下水道施設の地震対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。	初掲	今後、処理場・マンホールポンプは、機械・電気設備が対応年数を超えてくることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
5	<農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。	初掲	農業集落排水施設全般の老朽化に伴うトラブルにより、今後、汚水処理機能保全の確保が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。
6	<農業集落排水施設等の耐災害性の確保> 農業集落排水施設については、耐災害性の向上を図るため、非常用電源装置等を設置している。 また、農業集落排水施設及び管路施設の業務継続計画を策定している。		災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
被災地における疾病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における新型コロナ対策を含む感染症対策、下水道施設の機能確保等を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、発生するゴミや、し尿等を適切に処理する体制の強化を図る。	県市			総務課
○	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を検討する。	県市	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を基に、災害発生時に円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた研修及び訓練を実施し、市民への啓発等も併せて実施する。		健康推進課
○	県と連携し、予防接種の必要性について普及啓発を図る。	県市	災害発生時に限らず、予防接種については適正な時期に受けるよう、広報等を利用、個別に勧奨し、有事の際の安全確保の観点から、感染症の発生やまん延を防止するために啓発を行っている。		健康推進課
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	市	○つがる市公共下水道ストックマネジメント計画の策定策定済 (H28)		下水道課
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、農業集落排水施設の最適整備構想を策定し、計画的に施設の改修・更新を行う。	市	○つがる市農業集落排水施設最適整備構想の策定策定済 (H23)		下水道課
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続計画の見直しを行う。	市			

リスクシナリオ			
2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><下水道事業の業務継続計画の策定></p> <p>下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。</p>	初掲	<p>災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続計画の見直しを行う。	市	○下水道事業業務計画の策定策定済（現状）→毎年度見直		下水道課

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること			
リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐進化】			
1	<住宅・建築物の耐震化による地震対策> 住宅の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行おうとする所有者等を支援する県・市の制度や有利な融資制度の周知に努めている。	1-1 より 再掲	木造住宅における耐震診断及び耐震改修費用の補助制度を行っているが、利用者が少ない。
2	<老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	10年後には耐用年数を経過するストックが多くなるため、実現可能な整備プログラムを検討する必要がある。
3	<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	つがる市民診療所は耐震基準を満たしているが、個人病院等においては、耐震化及び老朽化対策を推進していく必要がある。
4	<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	【児童福祉施設】 認定こども園等では、保護者の就労形態の多様化や就学前児童への教育ニーズの高まりに伴い、安心して子育てができる環境が求められている。また、現行の児童館は、平成24年に建築され、現在は大規模改修は特に必要としないものの、今後を見据えた施設の安全性を確保するため、施設整備は必要不可欠なものである。 【障害福祉サービス事業所】 障害福祉施設の利用者は、災害発生時に自力での身の安全確保や避難が困難であるため、障害福祉施設の耐震化を推進していく必要がある。
5	<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館等の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	学校施設及び公民館の耐震化・老朽化対策は実施しているが、継続して対策する必要がある。
6	<私立学校（児童福祉施設）の耐震化> 幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。	1-1 より 再掲	認定こども園等では、保護者の就労形態の多様化や就学前児童への教育ニーズの高まりに伴い、安心して子育てができる環境が求められている。このことから、施設の安全性を確保するため、施設整備は必要不可欠なものである。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、非常物資の備蓄、避難者の健康対策、要配慮者への支援及び保健医療の連携強化等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等へ補助制度を周知するとともに補助制度を使いやすくするように検討する。	県市			建築住宅課
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する。	市	公営住宅の耐震化率 80% →100%		建築住宅課
○	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	県市 施設管理者等			総務課
○	県及び市は、社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き、耐震改修や改築の実施を促進する。	県市 社会福祉法人等			福祉課 子育て健康課
○	公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽改修などを実施する。	市			教育総務課
○	私立施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。	県市 学校法人等			子育て健康課

リスクシナリオ			
2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】			
7	<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	1-1 より 再掲	令和7年4月現在で85箇所の避難所を指定しているが、大規模な水害が発生した場合の浸水想定区域外の避難所指定の拡大に努める必要がある。
8	<p><福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成></p> <p>高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを整備する。</p>	1-1 より 再掲	高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを作成している。
9	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策を推進し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	1-1 より 再掲	災害発生時に住民及び要支援者が適切な避難行動を実行できるか検証していく必要がある。
10	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	1-1 より 再掲	<p>避難経路中の危険箇所、倒壊の恐れのある建物等があることから、危険建物等の把握、避難計画の見直しをする必要がある。</p> <p>また、大規模な地震が発生した場合は、建物の倒壊や生活道路等のライフライン寸断が考えられる。災害により支援を要する方を確実に保護できるスペースや備蓄品の確保が必要である。また、より安全な避難場所へ移動させる手段・方法の確認が必要不可欠なものである。</p>
【支援物資等の供給体制の確保】			
11	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災備蓄倉庫を建設し備蓄を進めている。</p> <p>また、災害時における相互協力に関する協定を大型SC等と締結し、災害発生時に調達可能な物資の確保に努めている。</p>	2-1 より 再掲	住民等においても家庭内備蓄について普及啓発活動を図る必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	市			総務課
	災害発生時に、マニュアルに基づき福祉避難所をスムーズに設置・運営が行えるか検証していく必要がある。		福祉避難所の開設・運営状況を検証し、必要に応じてマニュアルの充実や修正等の検討が必要である。		防災危機管理課
○	重要水防箇所や土砂災害警戒区域など、地域の実情に合った避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、地域住民へ周知する。	県市			防災危機管理課
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進められるよう指導・助言する。	県市事業者	緊急時の安全な避難場所や経路の作成、また、行政機関と教職員の役割等を関係各位と連携し速やかに作成する。		教育総務課 福祉課
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。	県市			防災危機管理課

リスクシナリオ			
2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
12	<p><要配慮者（難病疾患等）への医療的支援></p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、福祉課、子育て健康課及び西北保健所と相互に連携し、対象者の把握に努めている。</p>	2-1 より 再掲	<p>連携した取組は行われているものの、情報の集約方法や共有体制が十分に整理されておらず、災害時に必要となる詳細な情報共有や、状況に応じた支援の検討・実施に課題がある。</p>
13	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めている。</p>	2-1 より 再掲	<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、関係機関と連携体制を構築する必要がある。</p>
13	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>	2-1 より 再掲	<p>救護班が必要な備蓄する医薬品等の種類や量など詳細が明確に示されていない。県が全県をカバーするため必要量の確保ができるのか不明。</p>
14	<p><避難所における水等の確保></p> <p>災害発生時に避難所における水を確保するため、水道事業者において、応急給水資機材の整備を行うと共に、西北五圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等により水を確保する体制が整備されている。</p>	2-1 より 再掲	<p>物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。</p>
【災害発生時における医療提供体制の確保】			
15	<p><災害時医療の連携体制></p> <p>取り組みなし</p>	2-6 より 再掲	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	<p>連携体制の整理を進め、要配慮者等に関する情報について、把握・更新・共有が円滑に行われる体制の構築を図る。あわせて、主担副担などの役割を明確化し、在宅で人工呼吸等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を行う。</p> <p>透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。</p>	市			健康推進課
○	<p>災害時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、関係機関等との連携体制を強化していく。</p>	市	<p>災害時に救護班(保健師)が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練等の実施などにより、関係機関との連携体制を強化していく。</p>		防災危機管理課
○	<p>災害時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、関係機関等との連携体制を強化していく。また、防災訓練の実施などにより、必要な物や量を確認していく。</p>	市			健康推進課
○	<p>引き続き、水道事業者と連携を取りながら、避難所における水等を確保されるよう、円滑な物資輸送を推進する。</p>	市		○	防災危機管理課
	<p>関係機関からの支援及び派遣要請にどのようなものが予想されるかを検討のうえ、マニュアルの見直しを進めていく。</p> <p>また、大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化する。</p>	施設管理者等			-

リスクシナリオ			
2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
16	<p><お薬手帳の利用啓発></p> <p>災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、「おくすり手帳」の普及啓発を行っている。</p>	2-6 より 再掲	
17	<p><保健医療の連携体制></p> <p>災害発生時の保険医療活動を総合的に調整する県及び西北地方保健所との連携が必要なため、県や圏域で行われる会議や研修などに参加している。</p>		災害発生時において県及び西北地方保健所との連携が必要であることから、役割分担を明確にし、効果的に活動できる体制を整備する必要がある。
18	<p><応急手当等の普及啓発></p> <p>災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、個人については消防本部で、自主防災組織や職場などの団体については、管轄する消防署において救命講習を実施している。</p>		相当な割合を占める軽傷者に対応するため、救命講習受講者数を増やすとともに、医療機関と連携し応急手当等を普及する必要がある。
19	<p><医療機関における水源の確保></p> <p>県と連携し、医療機関における業務継続計画の策定を進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。</p>		平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。
【避難者の健康対策】			
20	<p><避難所外避難者の把握等の対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>	2-6 より 再掲	<p>車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。</p> <p>また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。</p>
21	<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進めている。</p> <p>また、保健医療調整本部の体制強化を図り、市町村との連携体制強化を図るため研修等を実施している。</p>	2-6 より 再掲	<p>主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓発を図る。	県市 薬剤師会	災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるように、「おくすり手帳」の普及啓発を行っている。		健康推進課
	県や圏域で行われる会議や研修などに参加するとともに、県及び西北地方保健所との役割分担を明確にし、連携を強化していく。	県市			防災危機管理課 健康推進課
	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防本部及び消防署が実施している救命講習への受講を促していくとともに、医療機関と協力し応急手当等普及に努める。	県市	・令和7年、救命講習受講者数 (普通、入門) 576名		消防本部警防課
	個別施設計画を踏まえ計画的に設備の改修・更新等を進めるほか、水道企業団の給水への切り替えをマニュアル化して災害訓練に取り入れる。	県市			健康推進課
	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や市町村との連携体制強化のため研修等を実施する。 また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。	県市			健康推進課
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	県市			健康推進課

リスクシナリオ			
2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【要配慮者への支援】			
22	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCA T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>また、県が進めているDCA Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p>	2-6 より 再掲	<p>薬や医療機器を必要とする高齢者、あるいは環境の変化によって混乱をきたしやすい認知症高齢者などの一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。</p>
23	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCA T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>市としては、県が進めているDCA Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議への参加を促していく。</p>	2-6 より 再掲	<p>災害時での多様な福祉ニーズに対応する必要があることから、専門的知識と経験を有する職員を予め複数人選出することと、研修会や会議を通じ、職員が自身のスキルアップに努めることが必要不可欠である。</p> <p>また、災害発生時に速やかに避難所を開設できる体制を整え、有事の際は、迅速な情報収集と正確な情報発信が市民から求められる。</p>
24	<p><要配慮者等への支援></p> <p>災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、県では、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCA T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>また、県が進めているDCA Tの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している。</p>	2-6 より 再掲	<p>県では様々な生活環境に配慮したし対応ができるDCA Tチーム員を養成するとともに、県外からの派遣があった場合の受け入れ態勢を正比してもらいたい。</p> <p>市では限界があり、県を頼らなくては実現できないので、県と協力を市取り組んでいく必要がある。</p>
25	<p><男女のニーズの違い等に配慮した支援></p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮している。</p>	2-6 より 再掲	<p>避難所では、生活環境が変化し、性別により様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	<p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（D C A T）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。</p> <p>市は、県のD C A T派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>	<p>県 市 施設管理者等</p>			<p>介護課</p>
	<p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（D C A T）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。</p> <p>市は、県のD C A T派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>	<p>県 市 施設管理者等</p>			<p>福祉課</p>
	<p>災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、県は災害福祉支援チーム（D C A T）の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受け入れ態勢について検討する。</p> <p>市は、県のD C A T派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。</p>	<p>県 市 施設管理者等</p>	<p>災害発生時に要配慮者（妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（D C A T）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、研修や会議を通じ啓発している。</p>		<p>健康推進課</p>
	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施する。</p>	<p>市</p>			<p>防災危機管理課</p>

リスクシナリオ			
2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
26	<p><心のケア体制の確保></p> <p>心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発や支援者の育成、子どもへのストレスの対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p>	2-6より再掲	被災時は、健康な方でも平常時より強いストレスを受けることが予想され、それらに対応したこころのケアを含めた健康づくりを図っていく必要がある。
27	<p><児童生徒の心のサポート></p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。</p>	2-6より再掲	児童生徒の心の健康状態の的確な把握や心の健康状態に応じた学校等との適切な対策を講じる必要があることから、県、学校、教育委員会等で心のケア・充実の取組を考える組織等の体制を構築する必要がある。

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、引き続き、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレスの対処法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。</p> <p>また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。</p>	<p>県市</p>	<p>心の健康づくりを推進するため、年数回の講演会を実施し、こころの病気とその対応についての普及啓発やゲートキーパーの育成、小学生の子どもらへのストレスの対処方法等の出前教室等での情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p>		<p>健康推進課</p>
	<p>被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、県と連携して児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。</p>	<p>県市</p>			<p>教育総務課</p>

事前に備えるべき目標			
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること			
リスクシナリオ			
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】			
1	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 市所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	1-1 より 再掲	本市の公共施設のうち旧耐震基準が適用されていた昭和56年以前に建築された建物は約19%となっており、必要性、安心・安全利用の観点から今後の在り方を検討する必要がある。
2	<役場庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化については対策済みである。	1-1 より 再掲	耐震対策は行えているが、経年劣化等による庁舎の老朽化等について対策が必要である。
3	<代替庁舎の確保・災害警備本部機能の移転訓練> 災害対策本部となる庁舎の耐震化は完了しているが、大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態も想定し、つがる市消防本部またはつがる市生涯学習交流センター「松の館」を代替庁舎としている。		大規模災害により市庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。
4	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	初掲	災害発生時の防災拠点となる庁舎及び学校施設、社会教育施設、社会体育施設等に非常用電源設備を整備し電力確保を図っているが、有事の際に確実に使用できるように保守点検管理に努める必要がある。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】			
5	<県・市・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 より 再掲	災害発生時の情報伝達を確実に実施するため、システム操作等を担当者以外の職員も習熟していく必要がある。
6	<行政情報通信基盤の耐災害性の強化> 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようホストコンピュータやサーバーを設置しているコンピュータ室及び主要通信機器、窓口端末等に無停電電源装置経由で電源を供給している。		災害発生時の業務継続の確保に向けて、情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、防災関連施設・公共施設・インフラ施設等の耐震化・老朽化対策、庁舎等における機能の確保、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定、受援・連携体制の構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進め、施設量の最適化、施設の最適配置、施設の機能強化を図る。	市	旧耐震基準施設率 (R7.4現在) 16%		管財課
	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	市			管財課 消防本部総務課
	引き続き、代替防災拠点確保を推進するとともに、災害対応能力の強化向上を図る。	市			防災危機管理課
	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 市			管財課
	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 市			防災危機管理課
	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	市			防災危機管理課

リスクシナリオ			
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><行政情報の災害対策></p> <p>災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、バックアップデータを分散保管している。</p>		<p>大規模災害発生時においても行政データの毀損等を防止するため、遠隔地へのバックアップを実施していく必要がある。</p>
【行政機関の業務継続計画の策定】			
8	<p><業務継続計画の策定></p> <p>大規模な災害の発生により、市役所機能が著しく低下する中であっても、速やかに災害対応業務を開始し、市民の命を守るとともに、最低限の行政サービスを継続して市民の生活を維持する体制を整えるため、業務継続計画を策定している。</p>		<p>非常時優先業務について定めているものの、大規模災害を想定した業務シミュレーション等を行う必要がある。</p>
【災害対策本部等機能の強化】			
9	<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p>	2-3 より 再掲	<p>災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p>
【受援・連携体制の構築】			
10	<p><広域連携体制の構築></p> <p>災害発生時に被災市町村が十分な被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。</p>		<p>当市から応援職員を派遣した実績はあるが、他からの応援を受け入れたことはないため、応援を要請する際の手続き等を確認しておくとともに、応援を受け入れる体制を整備しておく必要がある。</p>
11	<p><被災地応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援協定について要請や受け入れ時の手続き等を確認しておくとともに、応援を受け入れる体制を整備しておく必要がある。</p>
【総合防災訓練の推進】			
12	<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p>	2-3 より 再掲	<p>大規模災害での県内消防本部や関係機関との円滑な連携が行われるよう、県総合防災訓練等の訓練を通して受援体制を定期的に更新していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	大規模災害時における行政データ保全のため、遠隔地バックアップや情報システムのクラウド化についても検討する。	市			防災危機管理課
	引き続き、災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、庁内各課における業務シミュレーション等を検討する。	市			防災危機管理課
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	市			防災危機管理課
	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく。	県市			防災危機管理課
	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	県市			防災危機管理課
	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じた発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	市 防災関係機関			消防本部警防課

リスクシナリオ			
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【総合防災訓練の推進】			
13	<p><図上訓練の実施></p> <p>災害対策本部の運営や防災関係機関との連携等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、図上訓練を実施している。</p>	2-3 より 再掲	<p>大規模災害での県内消防本部や関係機関との円滑な連携が行われるよう、図上訓練等の訓練を通して受援体制を定期的に更新していく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対応が実施できるよう、図上訓練を実施する。	市 防災関係 機関			消防本部警 防課

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること			
リスクシナリオ 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害に備えた道路交通環境の整備】			
1	<災害発生時の交通整理体制の構築> 災害発生時の信号機滅灯交差点における的確な交通規制を行うため、対策必要箇所に対応させた災害交通対策計画を策定して体制の確保を図っている。		災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて災害交通対策計画を修正し、交通整理体制の構築を図る必要がある。
2	<信号機の非常用電源対策> 停電に対する信号機の電源確保のため、信号機電源付加装置の設置を推進している。		災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、引き続き、信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。
3	<信号機の老朽化対策> 信号機の機能維持・確保を図るため、中・長期計画を策定し、これに基づき機器更新等の老朽化対策を実施している。		老朽化対策の実施箇所について、計画的に解消を図っていく必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

リスクシナリオ 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の老朽化対策や非常用電源対策、交通整理体制の構築を図る。（警察本部主体の取組）					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、必要に応じて災害交通対策計画を見直し、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図るとともに、協定に基づく民間警備員の派遣等により交通整理人員を確保する。	警察本部			
	信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図る。	警察本部			
	災害発生時においても信号機の機能が適切に維持・確保されるよう、計画的に機器等の更新整備を実施する。	警察本部			

事前に備えるべき目標			
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること			
リスクシナリオ			
3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】			
1	<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者においては、災害発生時の通信機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時に通信機能が停止しないよう、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。
2	<県・市・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、市町村、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。	1-3 より 再掲	災害発生時の情報伝達を確実に実施するため、システム操作等を担当者以外の職員も習熟していく必要がある。
3	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	2-3 より 再掲	災害時、緊急通報を受信し応急対応の要となる消防指令システムについて、定期的な更新や保守を継続し、今後も堅牢性を重視した装置を導入していく必要がある。
【電力の供給停止対策】			
4	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	初掲	電力事業者やガス事業者がエネルギー供給不能となった場合、災害応急対策に支障をきたすことから、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。
5	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	3-1 より 再掲	災害発生時の防災拠点となる庁舎に非常用電源設備を整備し電力確保を図っているが、有事の際に確実に使用できるよう保守点検管理に努める必要がある。
6	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	3-1 より 再掲	学校施設、社会教育施設、社会体育施設等に非常用電源設備を整備し電力確保を図っているが、有事の際に確実に使用できるよう保守点検管理に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
<p>防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。また、住民等への避難指示等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保を図る。</p>					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における通信機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者との連携を強化していく。	県 市 事業者			防災危機管理課
○	災害時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、市、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 市			防災危機管理課
○	大規模災害発生時の応急体制のさらなる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じた発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	県 市 防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度 高機能消防指令センター整備工事 ・令和元年度～ 消防指令システム保守点検業務委託 ・R10年度 高機能消防指令センター更新整備予定 		消防本部警防課 防災危機管理課
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 市 事業者			管財課
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 市			管財課
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。また、非常用電源の燃料確保にも努める。	県 市			教育委員会

リスクシナリオ			
3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【住民等への情報伝達の強化】			
7	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。また、災害情報等を情報発信するため、防災情報配信アプリ運営事業者と協定を締結している。</p>	1-3より再掲	悪天候時においても容易に聞き取りや情報収集可能な、緊急速報メールやSNS等の伝達手段を組み合わせていく必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること
 リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止

重点 項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。</p> <p>また、災害時のアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県 市			防災危機管理課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】			
1	＜企業の業務継続計画作成の促進＞ 現在、つがる市商工会において、災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、つがる市BCP計画を作成中である。今年度末に策定を完了する予定であり、策定後はホームページにおいて、同計画と、中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」を紹介し、事業者の業務継続計画作成を促す普及啓発を行う。	初掲	現状では、計画がつがる市商工会の計画であり、会員のみに対する業務継続計画作成を促すにとどまる。
【農林水産物の移出・流通対策】			
2	＜農林水産物の移出・流通対策＞ 災害発生時においても、農産物の集荷・分荷体制を確保するため、農協系統や市場での県内外の物流、販売関係者と信頼関係の構築を図っている。		災害発生時に農産物の流通が遮断された場合、主とした流通体系ではなく多様な流通の確保が必要である。
【物流機能の維持・確保】			
3	＜災害発生時の物流機能の確保＞ 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定締結を検討する。		災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う企業及び団体等との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。
4	＜輸送ルートの代替性の確保＞ 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、事業者等と情報共有を図るほか事業者の欠損に対し、補助を行っている。	初掲	市南部でJR五能線が運行しているが、市内の交通手段は、ほぼ全域道路を使用することになる。このため道路通行困難時は、早期の道路啓開や迂回路が必要である。
【被災企業の金融支援】			
5	＜被災企業への金融支援等＞ 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料を補給している。		新型コロナウイルス感染症の影響により、制度を利用する中小企業が増加すると見込まれるが、国や県の補助により信用保証料を全額補助される現状である。
【人材育成を通じた産業の体質強化】			
6	＜人材育成を通じた産業の体質強化＞ 災害発生により被災した場合でも、早期に回復できる産業の体質強化のため、生産・製造技術やものづくり先進技術等の習得をテーマに経営者層や管理者に対し実践的な研修等を行い、経営基盤の維持・向上を図っている。		迅速な経済活動の再開のためには、リーダーシップを発揮する人材が不可欠であることから、引き続き企業の人材育成を強化する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業におけるBCP計画作成の促進や物流機能の確保、道路施設・港湾漁港施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	市と商工会が連携し、市と連携した計画策定を目標にする。まず、商工会員を含めたすべての事業所を把握し、名簿化及び見える化する作業が必要である。その名簿を基に、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	市 商工会			商工観光課
○	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	市			農林水産課
○	災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係企業及び団体等と協定締結を図る。	市			防災危機管理課
○	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう事業者等と一層の情報共有を図っていく。	県 市			地域創生課
○	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、罹災証明書発行における初動体制を整備する。	市			農林水産課 観光・ブランド戦略課
	迅速な経済活動の再開に必要なリーダーシップを発揮する人材の育成を図るため、経営者層や管理者に対しものづくり経営者育成実践研修を実施する。	県			-

リスクシナリオ			
4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
7	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等の倒壊することのないように維持管理が必要である。
8	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路の補完道路として、損壊や道路付属物の倒壊することのないように維持管理が必要である。
9	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	農道及び林道については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽化対策が必要である。
10	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
11	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	1-1 より 再掲	災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】			
12	<p><港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策></p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>	1-1 より 再掲	水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき保全工事を行っているが、日常点検及び定期点検を行うなど施設の維持管理を適切に実施する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。	国 県 市			土木課 農林水産課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市			土木課 農林水産課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		○	土木課
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者			-
○	災害発生時の回路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 市	車力漁港水産物供給基盤機能保全計画		農林水産課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ			
4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】			
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-3 より 再掲	電力事業者やガス事業者がエネルギー供給不能となった場合、災害応急対策に支障をきたすことから、引き続き災害予防措置を講じていく必要がある。
2	<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」に基づき、毎年度当該情報を更新している。 また、県、市、青森県石油商業組合西北五支部との連携による災害時の石油燃料供給体制の構築を検討する。	2-1 より 再掲	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
【企業における業務継続体制の強化】			
3	<企業の業務継続計画作成の促進> 現在、つがる市商工会において、災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、つがる市BCP計画を作成中である。今年度末に策定を完了する予定であり、策定後はホームページにおいて、同計画と、中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」を紹介し、事業者の業務継続計画策定を促す普及啓発を行う。	4-1 より 再掲	現状では、計画がつがる市商工会の計画であり、会員のみに対する業務継続計画策定を促すにとどまる。
【道路施設の防災対策】			
4	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。
5	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路の補完道路として、損壊や道路付属物の倒壊することのないように維持管理が必要である。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者との連携強化や石油燃料供給体制の構築、道路施設の防災対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県市事業者			管財課
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県市			管財課
○	市と商工会が連携し、市と連携した計画策定を目標にする。まず、商工会員を含めたすべての事業所を把握し、名簿化及び見える化する作業が必要である。その名簿を基に、業務継続計画の必要性について普及啓発を図る。	市商工会			商工労政課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。	国県市			土木課 農林水産課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県市			土木課 農林水産課

リスクシナリオ			
4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
6	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	農道及び林道については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。
7	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		○	土木課 農林水産課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。
2	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路の補完道路として、損壊や道路付属物の倒壊することのないように維持管理が必要である。
3	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	農道及び林道については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽化対策が必要である。
4	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
5	<p><幹線街路の整備></p> <p>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。</p>	1-1 より 再掲	都市計画道路の一部見直しにより外環を切っている。今後も廃止路線の検討も加え、主要幹線の早期改良が必要とされる。
【基幹的道路交通ネットワークの形成】			
6	<p><基幹的道路交通ネットワークの形成></p> <p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。</p>	初掲	早期の完成が図られるよう関係機関へ協力する必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道、港湾・漁港施設の防災対策の強化を図るとともに、一般国道101号柏浮田道路の早期完成が図られるよう関係機関へ協力する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。	国 県 市			土木課 農林水産課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市			土木課 農林水産課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		○	土木課 農林水産課
○	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線街路の整備を推進する。	国 県 市	都市計画道路（全8路線） 総延長 23,300m 改良済 5,090m		建築住宅課
○	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。 一般国道101号柏浮田道路（津軽自動車道）が事業化されことに伴い、早期の完成が図られるよう関係機関へ協力していく。	国 県 市			土木課

リスクシナリオ

4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止

番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
7	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	1-1 再掲	<p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。</p>
【港湾・漁港の防災対策】			
8	<p><港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策></p> <p>漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。</p>	1-1 再掲	<p>水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき保全工事を行っているが、日常点検及び定期点検を行うなど施設の維持管理を適切に実施する必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上）の機能停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者			-
○	災害発生時の回路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県市	車力漁港水産物供給基盤機能保全計画		農林水産課

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと			
リスクシナリオ			
4-4 食料等の安定供給の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】			
1	<p><被災農林漁業者への金融支援></p> <p>災害により被害を受けた農業者・漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金に関する情報を提供している。</p>		<p>被災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図り、政府系金融機関等からの借入れに必要な被災証明書を迅速に発行できる体制を整備が必要である。</p>
【食糧流通機能の維持・確保】			
2	<p><卸売市場の防災減災対策></p> <p>生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図るため、市場関係者に対する助言・指導を行っている。</p>		<p>災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から他市場や市場関係者と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。</p>
【荒廃農地の発生防止・利用促進】			
3	<p><農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策></p> <p>産地力の強化を図るため、農地の集積集約化と併せ、生産コストの低減を図り経営の安定を図る。そのため、パイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。</p>	初掲	<p>担い手不足により農業労働力低下が懸念され、荒廃農地の増加につながっていくため、農業経営の安定化を図る必要がある。</p>
【県産食料品の生産・供給体制の強化】			
4	<p><食料生産体制の強化></p> <p>農業については、荒廃農地の発生防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p> <p>漁業については、水揚量の増加を図るため、生産者に対する働きかけを行っている。</p>	2-1 再掲	<p>少子高齢化により、農漁業者人口は減少傾向にあるため、農業におかれては、農地の集約・担い手の育成が必要であり、災害時には農産物の安定供給ができるよう生産体制を強化する必要がある。漁業については、水揚量の増加に取り組むよう水産基盤の強化が必要である。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
食料等の安定供給の停滞を防ぐため、食糧流通機能の維持・確保や地元食料品の生産・供給体制の強化を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県市			農林水産課
	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。 災害発生時においても生鮮食料品等の継続的な安定供給を維持するため、卸売市場での防災対応整備を行う。	県市			
○	安定した農業経営及び農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、農業経営の安定化を図る。	市			農林水産課
○	農業については、生産基盤の強化により生産体制の強化を図る。 漁業については、水産基盤の強化により水揚量の増加を図る。	市			農林水産課

リスクシナリオ			
4-4 食料等の安定供給の停滞			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
5	<p><多様なニーズに対応した県産品づくり></p> <p>多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。</p>		<p>安全・安心な食料品の供給のため、農産物のブランド化やニーズに即した食品の生産拡大や人材育成が必要である。</p>
6	<p><県産食料品の供給を支える人づくり></p> <p>安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。</p>		<p>農産物の安定的な生産を維持するためには高齢化や減少している農産物労働力の確保が必要である。</p>
7	<p><流域治水対策（農業水利施設の整備）（再掲）></p> <p>集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。</p>	1-3 より 再掲	
8	<p><園芸産地事業継続対策></p> <p>放任園発生防止対策の事業により、りんご病害虫発生防止を図り、山地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。</p>	2-1 より 再掲	<p>安定した農業生産を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施する必要がある。</p>
9	<p><農業・水産施設等の老朽化、豪雨・地震対策></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、県の技術的な支援等を受け、施設の長寿命化計画を策定する。</p> <p>また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。</p> <p>また、対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	<p>農業への関心を高め、更なる農産物のブランド力向上のため、PR等による知名度向上と、ブランド認定制度による高品質生産性向上に取り組み、農業収入向上を図る。また、有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。</p> <p>漁業については、水産物のブランド化や販路拡大を図るため、引き続き関係機関等と連携しながら、PRを行う。</p>	市			農林水産課 観光・ブランド戦略課
○	<p>農業を維持・発展させ、農産物を安定して供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。</p>	市			農林水産課
	<p>県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、氾濫被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。</p>	県市			農林水産課
	<p>園芸産地における事業継続計画の検討や、自力施工等の技能習得、既存ハウスの補強等の被害防止対策の導入、また、営農計画の実践に必要な取組等に対して支援していく。</p>	県市			農林水産課
○	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、県の技術的な支援を受け、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図る。</p> <p>老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	県市 土地改良区			農林水産課

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ			
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】			
1	<エネルギー供給事業者の災害対策> 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。	3-3 より 再掲	エネルギー供給施設に被害が生じた場合、ライフラインの確保に影響がでるため、迅速な復旧を図る必要がある。
2	<ガス供給施設の老朽化対策> 取り組みなし		
3	<避難所等への燃料供給の確保> 青森県石油商業組合西北五支部と締結している「災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定」に基づき、燃料の確保に努めている。	2-1 より 再掲	災害発生時においては青森県石油商業組合西北五支部との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である
4	<企業の業務継続計画作成の促進> 現在、つがる市商工会において、災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を回避するため、つがる市BCP計画を作成中である。今年度末に策定を完了する予定であり、策定後はホームページにおいて、同計画と、中小企業庁作成の「中小企業BCP策定運用指針」を紹介し、事業者の業務継続計画策定を促す普及啓発を行う。	4-1 より 再掲	ガソリンをはじめとする石油製品の調達については、県石油商業組合と連携して行うこととされている。しかし、各店で、どれだけの範囲にどれだけの供給量があるか等が想定されていない。故に、住民から行政に問い合わせが来ても、返答しかねる状態。
5	<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合西北五支部と締結している「災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定」に基づき、燃料の確保に努めている。	2-1 より 再掲	災害発生時においては青森県石油商業組合西北五支部との協定が有効に機能するよう、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である
【再生可能エネルギーの導入促進】			
6	<再生可能エネルギーの導入> 公共施設に太陽光発電システムを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいる。また、公用車としてEV車やPHEV車の導入を推進し、有事の際は非常用電源として活用できる体制の整備に努めている。		災害の激甚化や頻発化を踏まえ、特に受入れ人数の多い指定避難所から優先して、太陽光発電システムや蓄電池など再生可能エネルギー設備の導入を検討していく必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県市事業者	電力事業者・ガス事業者との災害時連携体制の構築状況、防災訓練の実施状況及び防災拠点施設における非常用電源の整備状況を指標とする。 ※本指標は、西つがる地域全体での連携状況を把握するため、定性的指標を用いる。		エネルギー政策課
	災害時においても、県内ガス供給事業者がガスの供給ができるよう、施設の維持や高度化に必要な資金の融資を行う。	県事業者			-
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	市			総務課
○	末端までの供給体制について計画をしておく。 (災害時、店単位での供給範囲、供給制限した上での供給量や供給日数を想定しておく。) また、各事業所、各戸の日常備蓄も呼びかける。	県市			商工観光課
○	災害発生時において、必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き続き、石油燃料供給体制の構築を検討する。	県市			管財課
○	災害の発生による電源喪失時にも活用が見込まれる再生可能エネルギーについて、家庭や事業所等での太陽光発電等の普及促進に努めるとともに、公用車としてのEV・PHEVの導入を進め、有事の際には非常用電源として活用できるよう充電設備の整備や運用体制の充実を図る。	市事業者	公共施設や防災拠点への太陽光発電システムおよび蓄電池の整備件数、家庭・事業所における太陽光発電設備の普及件数、地域全体で活用可能な再生可能エネルギー総発電容量、さらに公用車として導入したEV・PHEVの台数や非常用電源として利用可能な設備状況を指標とする。		エネルギー政策課

リスクシナリオ			
5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
7	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。
8	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等の倒壊することのないように維持管理が必要である。
9	<p><市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	1-1 より 再掲	老朽化により計画的な点検や補修・更新を行い適切な維持管理を実施する必要がある。
10	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。	国 県 市			土木課
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 市			土木課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
○	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県 市		○	土木課

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】			
1	<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	2-1 より 再掲	今後の人口変動を踏まえ、水道施設等の耐震化及び老朽化対策の計画を進めなければならない。
2	<水道施設の応急対策> 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。	2-1 より 再掲	災害時に水道施設に被害が発生した場合、速やかに給水を可能にするために、応急復旧の体制を見直し、災害用設備資材の整備も計画的に進める必要がある。
3	<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定し、毎年度見直しを行っている。		BCPを策定していない、毎年度見直しを行っていない水道事業者について、BCPの策定及び見直しをする必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、応急復旧・給水体制の整備等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	県水道事業者			—
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	県水道事業者		○	—
○	引き続き、事業継続計画（BCP）の見直しを行う。	県水道事業者		○	—

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ			
5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】			
1	<下水道施設の地震対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。	2-7 より 再掲	今後、処理場・マンホールポンプは、機械・電気設備が対応年数を超えてくることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
2	<下水道事業の業務継続計画の策定> 下水道施設が住民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。	2-7 より 再掲	災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。
3	<農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。	2-7 より 再掲	農業集落排水施設全般の老朽化に伴うトラブルにより、今後、汚水処理機能保全の確保が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。
4	<農業・漁業集落排水施設等の耐災害性の確保> 災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えておくため、業務継続計画を策定している。		災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。「下水道事業業務継続計画」に準ずる。
5	<避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。		現在、災害発生時には避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法をあらかじめ定めておく必要がある。
【合併処理浄化槽への転換の促進】			
6	<合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報やホームページにより当該制度の周知に努めている。		依然として多くの老朽化した単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業・漁業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策の推進や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	市	○つがる市公共下水道ストックマネジメント計画の策定 策定済 (H28)		下水道課
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、業務継続計画の見直しを行う。	市	○下水道事業業務計画の策定 策定済 (現状) →毎年度見直し		下水道課
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、農業集落排水施設の最適整備構想を策定し、計画的に施設の改修・更新を行う。	市	○つがる市農業集落排水施設最適整備構想の策定 策定済 (H23)		下水道課
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。	市	○下水道事業業務計画の策定 策定済 (現状) →毎年度見直し		下水道課
○	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、関係機関と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、避難所におけるトイレ確保について具体的な数量等を検討する。	市			下水道課
○	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽補助金制度の対象者に対し、転換の必要性について周知を図る。 また、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、災害時に自立的な用水の確保を行いつつ、合併処理浄化槽への転換を進め、災害対応力の向上を図る。	市	○単独処理浄化槽・汲み取りトイレから合併処理浄化槽への転換に対する補助基数 R4 → 14基 R5 → 11基 R6 → 5基		下水道課

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ			
5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】			
1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。
2	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等の倒壊することのないように維持管理が必要である。
3	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-1 より 再掲	老朽化により計画的な点検や補修・更新を行い適切な維持管理を実施する必要がある。
4	<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	2-1 より 再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【公共交通・広域交通の機能確保】			
5	<災害時における公共交通の安定供給の確保> 災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図っている。		災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するためバス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図る必要がある。
6	<地域公共交通の確保> 地域公共交通の維持・活性化を図るため、平成30年からデマンド型乗合タクシーによる地域内交通の運行を開始、さらなる住民の移動手段の確保・維持、交通空白地帯の解消に向けて、新交通体系の導入検討などの取組を行っている。		災害発生時における市民の移動手段として各交通機関の運行情報を迅速かつ円滑に情報発信するため、交通事業者及び関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、持続可能な公共交通の維持・確保に努める必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
<p>鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、鉄道の運行確保やバスの路線等の維持を図るとともに、鉄道・道路施設の防災対策や高規格道路等の整備を推進する。</p>					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p> <p>併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。</p>	国 県 市			土木課
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	県 市			土木課
○	<p>農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。</p>	市			農林水産課
○	<p>迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。</p>	国 県 市		○	土木課
○	<p>災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による情報共有を図る。</p>	市			地域創生課
○	<p>災害発生時における市民の交通手段が確保されるよう、引き続き、交通事業者及び関係機関との連携強化を図るとともに、持続可能な公共交通の維持・確保に努める。</p>	市			地域創生課

リスクシナリオ			
5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><広域交通の確保（鉄道）> 災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合の広域交通の確保のため、JRと情報共有を図っている。</p>		<p>市南部を東西にJR五能線が運行しているが、五所川原市と鱒ヶ沢町に通じており、分断された場合は輸送面で大きな影響があるため、その対策方法について鉄道事業者</p>
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】			
8	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	1-1 より 再掲	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組 主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携 項目	担当課
○	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、JRと一層の情報共有を図る。	市			地域創生課
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者			-

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること			
リスクシナリオ 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災インフラの耐震化・老朽化対策】			
1	<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	1-1 より 再掲	つがる市民診療所は耐震基準を満たしているが、個人病院等においては、耐震化及び老朽化対策を推進していく必要がある。
2	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 市所有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	1-1 より 再掲	本市の公共施設のうち旧耐震基準が適用されていた昭和56年以前に建築された建物は約19%となっており、必要性、安心・安全利用の観点から今後の在り方を検討する必要がある。
3	<役場庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 防災拠点となる庁舎、消防署の耐震化については対策済みである。	1-1 より 再掲	耐震対策は行っているが、経年劣化等による庁舎の老朽化等について対策が必要である。
4	<港湾・漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、物流や地域集落の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	1-1 より 再掲	水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき保全工事を行っているが、日常点検及び定期点検を行うなど施設の維持管理を適切に実施する必要がある。
5	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	1-1 より 再掲	緊急輸送道路としての機能が求められることから、災害発生時にあっても道路の損壊や道路付属物、電柱等が倒壊することのないように維持管理が必要である。
6	<市管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。	1-3 より 再掲	農道及び林道については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。
7	<農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。	1-3 より 再掲	農業水利施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。
8	<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	1-4 より 再掲	既存砂防関係施設の中には、施行後長期間経過し、その機能及び性能がていかしたものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
防災インフラが長期間に渡り機能不全となる事態を防ぐため、全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策の推進を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き、県と連携し、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	県市施設管理者等			建築住宅課
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進め、施設量の最適化、施設の最適配置を図る。	市	旧耐震基準施設率 19% 個別施設計画数 2計画 施設量 349施設、329,346㎡ (H29.3現在)		管財課
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に庁舎の維持管理を行う。	市			管財課
○	災害発生時の海路による輸送確保に向けて、引き続き、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県市	車力漁港水産物供給基盤機能保全計画		農林水産課
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。 併せて、道路占用の制限（新たな電柱の建立を制限）について検討する。	国県市			土木課
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検診断等を実施する。	市			農林水産課
○	老朽化した農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県市			農林水産課
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県			-

リスクシナリオ			
5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
9	<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	2-1 より 再掲	<p>今後の人口変動を踏まえ、水道施設等の耐震化及び老朽化対策の計画を進めなければならない。</p>
10	<p><下水道施設の地震対策></p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な維持管理を実施している。</p>	2-7 より 再掲	<p>今後、処理場・マンホールポンプは、機械・電気設備が対応年数を超えてくることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。</p>

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道事業者			環境衛生課
○	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づき老朽化した下水道施設の点検を行い、点検結果等を踏まえて改築・更新計画を策定する。	市	○つがる市公共下水道ストックマネジメント計画の策定策定済（H28）		下水道課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【ため池、ダム等の防災対策】			
1	<ため池・調整池の防災対策> 将来にわたるため池の機能発揮に向けて、市及び土地改良区が管理しているため池について、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。	1-3 より 再掲	ため池施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽化対策が必要である。
2	<山地災害危険地区等における治山対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。	1-4 より 再掲	
3	<防災重点農業用ため池の防災・減災対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。	1-1 より 再掲	ため池施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽化対策が必要である。
【防災施設の機能維持】			
4	<砂防関係施設の整備> 土砂災害に対し安全安心な市民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。	1-4 より 再掲	土砂災害危険箇所整備率が低いことから、砂防関係施設の整備を進める必要がある。
5	<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	1-4 より 再掲	既存砂防関係施設の中には、施行後長期間経過し、その機能及び性能が低下しているものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。
6	<農山村地域における防災対策> 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	1-4 より 再掲	農業水利施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽化対策が必要である。
7	<河道閉塞等による住民避難のための情報提供> 取り組みなし		

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災インフラ等の老朽化対策等を推進する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	市及び土地改良区等が管理しているため池や調整池について、計画的に詳細調査を実施する。	市			農林水産課
	<p>荒地（荒廃するおそれのある場所含む）の早期復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。</p> <p>ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。</p>	県市			農林水産課
○	青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	県市			農林水産課
	災害履歴のある個所のほか、避難所等、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所等を対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県			-
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県			-
○	畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県市			農林水産課
	災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を図る。	国 県市			防災危機管理課

リスクシナリオ			
6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
8	<p><流域治水対策（農業水利施設の整備）></p> <p>集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。</p>	1-3 より 再掲	
9	<p><農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策></p> <p>集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。</p>	1-3 より 再掲	<p>農業水利施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。</p>

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県市			農林水産課
○	老朽化した農業用排水路等について、機能不全による被害発生の防止を図るため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県市			農林水産課

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】			
1	<p><有害物質の流出・拡散防止対策></p> <p>災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。</p> <p>消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。</p>		<p>立入検査を継続し、危険物施設における保安体制の整備促進を促す。また、事業者のみならず、一般家庭における灯油などの取扱いについて、危険物を安全に取り扱うための知識を周知していく。</p>
2	<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの含有検査を行っている。</p>	初掲	<p>アスベスト含有の有無は把握しているが濃度測定までは行っていない。</p>
3	<p><PCB廃棄物の流出・紛失等防止対策></p> <p>PCB廃棄物の流出、紛失等を防止するため、事業者等に対し、PCB特措法に定めるPCB廃棄物の期限内処分を指導しているほか、保管基準等の遵守、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を指導している。</p>		<p>PCB廃棄物の流出や紛失等により、健康被害や生活環境への影響が懸念されることから、PCB廃棄物の期限内処分の徹底を図るとともに、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。</p>
【有害物質流出時の処理体制の構築】			
4	<p><有害物質流出時の処理体制の構築></p> <p>有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。</p>		<p>災害発生時に河川等に有害物質が流出した場合、二次災害を防ぐため、速やかに関係機関と情報を共有できる連絡体制を整えていかなければならない。</p>
5	<p><有害物質の大規模流出・拡散対応></p> <p>有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。</p>		<p>岩木川流域においては、岩木川水系水質汚濁連絡協議会との通報訓練等を継続し、連携の強化を図る。また、油等の流出事故の際に使用する油吸着材や土のう等の保有・備蓄を継続していく必要がある。</p>
【坑廃水処理関係施設の稼働の継続】			
6	<p><坑廃水処理関係施設の稼働の継続></p> <p>地域住民の健康保護や生活環境の保全のため、休廃止鉱山等から排出されている強酸性の坑廃水について排水基準以下となるよう、関係施設を整備し、必要な処理を行っている。</p>		<p>未処理の強酸性の坑廃水が流出した場合は、地域住民の健康や生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあることから、坑廃水処理関係施設が稼働停止にならないよう、引き続き防災機能の強化を進めていく必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
有害物質の大規模流出・拡散を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保、有害物質流出時の処理体制の構築を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。	県消防本部 事業者市	危険物の許可施設数：229施設 毒物の届出数：2件（令和2年3月31日現在）		消防本部予防課
○	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。	県市	市所有の建築物で平成18年以前に施工された建築物（木造建築物を除く。）であって概ね100㎡以上の建築物でアスベスト調査済み件数 422件		建築住宅課
	災害発生時における健康被害や生活環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処分の徹底、処分までの間の適正保管等について指導・周知を図る。	県			市民課
○	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、速やかに汚染の度合いを把握し、迅速な処理が行えるよう、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県市			市民課
○	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県消防本部 市			消防本部警防課
	強酸性の坑廃水の流出を未然に防止していくため、引き続き、定期的に現場調査を行うとともに、国の休廃止鉱山鉱害防止等補助金を活用し、坑廃水処理関係施設の稼働の継続を図る。	県			-

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと			
リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】			
	<農地利用の最適化支援>		
1	荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		担い手への農地集積を推進し、農地の大区画化、用排水対策等の基盤整備を行う必要がある。
2	<農地の生産基盤の整備推進> 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。		担い手への農地集積を推進し、農地の大区画化、用排水対策等の基盤整備を行う必要がある。
3	<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のためのパイプハウスの整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。	4-4 再掲	団体での農業機械の導入及びパイプハウス導入の一部助成の継続が生産者の支援につながる。
【森林資源の適切な保全管理】			
4	<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		森林所有者が間伐等の管理を行えず、森林の荒廃が進んでいることから、計画的な森林資源の保全管理を推進する必要がある。
5	<森林整備事業等の森林所有者への普及啓発> 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している。		森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。
6	<自然公園施設の整備・老朽化対策> 公園利用者の自然生態系へ与える影響による森林等の荒廃の拡大防止と、災害発生時における外国人観光客等の避難経路及び緊急避難場所の確保のため、自然公園施設の整備・改修を実施している。	1-4 再掲	登山道や自然歩道、避難小屋等の施設が老朽化しており、自然生態系の有する防災・減災機能の維持や、災害時の避難経路及び緊急避難場所の確保が課題となっている。老朽化した自然公園施設の再整備・改修を継続して推進していく必要がある。
【農山村地域における防災対策】			
7	<農山村地域における防災対策> 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	1-4 再掲	農業水利施設については、整備されてから相当年経過しているものがあることから、定期的な診断及び計画的な老朽対策が必要である。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、農地耕作条件改善事業等を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県市	担い手が利用する農地面積の割合 88.1% 荒廃農地面積 40.2ha		農林水産課
○	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備や維持管理を支援する。	県市	水田整備率（30a程度以上）		農林水産課
○	安定した農業生産を確保するため、パイプハウス整備や農業用機械の導入等、農業者への支援を引き続き実施し、営農基盤の今日を図る。	市			農林水産課
○	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県市			農林水産課
○	森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のPRリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。				農林水産課
	自然環境の持つ防災・減災機能の維持と、外国人環境客を含む公園等利用者の安全確保を図るため自然公園整備計画に則り、必要に応じて自然公園施設の国際化対応と老朽化対策を実施する。	県			
○	畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて農業農村整備事業を実施する。	県市			農林水産課

リスクシナリオ			
6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【農林水産業の生産基盤の防災対策】			
8	<p><農業・水産施設等の老朽化、豪雨、地震対策></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、県の技術的な支援等を受け、施設の長寿命化計画を策定する。</p> <p>また、水産物の安定供給のため、漁港施設の老朽化対策を行っている。</p>	2-1 より 再掲	<p>まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。</p> <p>また、対策が講じられていない漁港施設があることから、老朽化対策を実施する必要がある。</p>
9	<p><流域治水対策（農業水利施設の整備）></p> <p>集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の整備・改修等を実施している。</p>	1-3 より 再掲	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	<p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、受益面積100ha以上の基幹的農業水利施設の長寿命化対策として、県の技術的な支援を受け、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図る。</p> <p>老朽化した漁港施設の機能保全に向けて、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	<p>県 市 土地改良区</p>			<p>農林水産課</p>
	<p>県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。</p>	<p>県 市</p>			

事前に備えるべき目標			
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ			
7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】			
1	<p><災害廃棄物処理計画の策定></p> <p>災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画は策定済みである。</p>		<p>ゲリラ豪雨や地震などの災害が近年増加してきている。これらの災害はいつ発生するか予測ができないため、日ごろから内容を確認精査する必要がある。</p>
2	<p><災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を進める予定としている。</p>		<p>発生する災害に備え、連携する関係市町村や関係団体、関係機関らとの協定等を結び、日ごろから内容を確認精査する必要がある。</p>
3	<p><家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策></p> <p>災害発生時におけるごみの収集及び運搬については、収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集・運搬することとしており、そのための体制を整えている。</p>		<p>災害発生時スムーズに業務を行うため、事前に市内収集業者と家庭系災害廃棄物に関する内容を定めておく必要がある。</p>
4	<p><農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協、資材業者、ごみ処理業者等、関係機関との連携を図っている。</p>		<p>発生する災害に備え、連携する関係市町村や関係団体、関係機関らとの協定等を結び、日ごろから内容の確認精査する必要がある。</p>
5	<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの含有検査を行っている。</p>	6-2より再掲	<p>アスベスト含有の有無は把握しているが濃度測定までは行っていない。</p>

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関・団体との連携強化等による処理体制の構築を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害廃棄物の適正処理の確保と円滑かつ迅速な処理に向けて、災害廃棄物処理計画に基づき、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。	市			市民課
○	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。	市			市民課
○	災害発生時において、円滑に家庭系災害廃棄物が収集・運搬されるよう関係事業者や関係団体との連携強化を図る。	市			市民課
○	災害発生時に農業資材等廃棄物が適切に処理されるようにするため、引き続き関係機関との連携体制の強化を図る。	市			市民課
○	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の整備を図る。	県市	市所有の建築物で平成18年以前に施工された建築物（木造建築物を除く。）であって概ね100㎡以上の建築物でアスベスト調査済み件数 422件		建築住宅課

事前に備えるべき目標			
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ			
7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【防災ボランティア受入体制の構築】			
1	<防災ボランティア受入体制の構築> 防災ボランティアのスムーズな受入のため、年1回研修会を実施するとともに、ボランティアセンターの開設、運営訓練を実施している。		防災ボランティアの受入については、県社会福祉協議会から市社会福祉協議会へ連絡や開設の指導等が行われるが、災害発生時に担当職員と市社協担当が意思疎通並びにスムーズな実施を行うための体制が確立されていない。
2	<防災ボランティアの育成> 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、県社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成を強化する。		防災ボランティアの役割や活動内容について十分周知されていないことから、災害発生時に防災ボランティアとしての活動がスムーズに行われるか不確定である。
【技術職員等の確保】			
3	<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	2-1 より 再掲	災害対応において、関係機関ごとの体制や運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報共有の検討等が必要である。
【農林水産業の担い手の育成・確保】			
4	<農業の担い手育成・確保> 安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		
5	<林業の担い手育成・確保> 森林の整備や木材を生産する担い手の育成確保や、雇用管理体制の改善、労働安全衛生対策への支援を実施している。		少子高齢化による人口減少や、林業分野の専門的な知識不足・技術習得がネックとなっているため、人材確保・育成が必要である。
6	<水産業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。		少子高齢化による人口減少や水産業収入が不安定なため、水産業の後継者不足が進んでいる状況である。このことから漁業収入や魚価を安定させる取組や資金面での支援等が必要である。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き市社会福祉協議会と連携し、防災訓練において、防災ボランティアセンターの開設、運営訓練を「運営マニュアル」をもとに実施し、適宜見直しを行う。	市 市社会福祉協議会			福祉課
○	県社会福祉協議会並びに市社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	県 市 市社会福祉協議会			福祉課
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続き等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていく。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	県 市			総務課
○	基幹産業である農業の振興と持続的発展に向けて、引き続き、担い手の育成・確保に取り組む。	市			農林水産課
○	林業の機械化に対応した、専門的かつ高度な知識と技術を備えた林業技術者の確保に向けて、一定の能力を身に着けた後継者の育成や新規参入を推進する。	県 市			農林水産課
○	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、引き続き、水産業における課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。	県 市			農林水産課

リスクシナリオ			
7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【地域防災力の向上】			
7	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、備品整備事業の実施により設立支援と活動の充実強化を図っている。	1-1 より 再掲	岩木川沿いの地域は自主防災組織の相談等があるものの、他の地域においては関心が低いと思われ、防災意識に地域差があるため、全体的な防災意識の向上に努める必要がある。
8	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	1-1 より 再掲	緊急車両の通行できない道路について関係機関との円滑な連携が行われるよう、県総合防災訓練等の訓練を通して受援体制を定期的に更新していく必要がある。また、大規模災害時は消防本部が管理するホイールローダーでの道路啓開も想定していることから、定期的な更新、保守が必要となる。
9	<消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	1-1 より 再掲	消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団と常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。また、装備等の充実・強化も併せて必要である。
【防災人材育成】			
10	<被害認定調査等の体制確保> 発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会を開催している。		被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平時から的確に周知すると共に、災害時には迅速かつ適切に実施していく必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県市	つがる市内の自主防災組織 (R7) 29組織 → (R12) 35組織		総務課
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県市 消防本部	R2年度 ホイルローダー更新 1台		消防本部警防課
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県市	条例定数 940人 団員数 910人(令和7年4月1日) 充足率 96.8%		消防本部警防課
	発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の市町村担当者を対象とした説明会を開催すると共に、発災時市町村等へ支援を行うこととなる県の職員に対して説明会や研修等を行う。	県			-

事前に備えるべき目標			
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ			
7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【応急仮設住宅の確保等】			
1	<応急仮設住宅の迅速な供給> 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の建設候補地の確保をしている。		建設候補地の確保はしているものの、仮設住宅の建設可能個数が足りていない状況である。
【地域コミュニティ力の強化】			
2	<地域防災力の向上・コミュニティ再生> 地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、地域の共助の要となる自主防災組織を各区域に設立し、備品整備事業の実施により設立支援と活動の充実強化を図っている。		岩木川沿いの地域は自主防災組織の相談等があるものの、他の地域においては関心が低いと思われ、防災意識に地域差があるため、全体的な防災意識の向上に努める必要がある。
3	<地域コミュニティ力の強化> 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる自治会や町内会等の基盤強化に取り組んでいる。		自治会等の会員数の減少や若年世代の加入率低下により、組織の基盤が弱体化しつつある傾向にあり、災害時に十分機能しえないことが危惧されるため、隣保協同の精神に基づき、組織の基盤強化を図っていく必要がある。
4	<農山漁村の活性化> 農業農村の有する多面的機構の維持・発揮を図るとともに地域の共同活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進している。		農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動に支障が生じつつある。
5	<地域コミュニティを牽引する人材の育成> 災害発生時に共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、人材育成等に取り組んでいる。		地域コミュニティを活性化するためには、地域住民の先頭に立って活躍する人材が必要であることから、地域コミュニティの中心となる自治会等の担い手育成に取り組んでいく必要がある。
6	<地域を支えるリーダーの育成> チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなどの取組を実施している。		地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、人材のスキルを上げるには継続的な取組が必要である。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や消防団の充実等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して整備マニュアルの手法について学ぶとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅のリストアップについても今後検討する。	県市	必要仮設住戸数 780戸 設置可能戸数 367戸		建築住宅課
○	災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織リーダー研修会、防災啓発研修等を実施し、自主防災組織の設立を促進する。	県市	つがる市内の自主防災組織 (R7) 29組織 → (R12) 35組織		防災危機管理課
○	地域コミュニティの中心となる自治会等の基盤強化・活性化のため、引き続き、コミュニティ活動推進事業(組織に対する助成金、集会所の建設、維持管理の補助、自治会等加入促進のためのPR活動)、集会所修繕事業、住民自治推進事業に取り組む。	市			地域創生課
○	多面的機能支払交付金により農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進し地域力の再生を実現する。	県市			農林水産課
○	引き続き、地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域コミュニティを牽引するリーダーの育成に取り組む。	市			地域創生課
	地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成に向けて、今後も継続する。	県			—

リスクシナリオ			
7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
7	<p><消防団の充実> 地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p>	1-1 より 再掲	<p>消防団員の高齢化に伴い、人材の確保を図るとともに、消防団と常備消防との連携強化、更に団員一人ひとりの知識・技術の向上を図る必要がある。また、装備等の充実・強化も併せて必要である。</p>
8	<p><史跡施設の整備> 近年遺跡来訪者が増加しているが、簡易説明板や遺構の実物大パネルの設置を除けば史跡は未整備であり受入態勢が整っていない。</p>		<p>史跡地内は公有地化が進んだものの、旧宅地・農地の区画や段差が残り、見学ルートも整備されていない。歩車分離など来訪者の安全確保も図られていない。斜面の防災対策も行われていない。</p>

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること
 リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	引き続き、地域の実情に応じて、消防団員の確保と装備の充実を進める。	県市	条例定数 940人 団員数 910人(令和7年4月1日) 充足率 96.8%		消防本部警防課
	亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の現地整備、並びに両史跡のガイダンス施設の整備を行う。 これにより、文化観光と教育活動の拠点として地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整える。	市			文化財課

事前に備えるべき目標			
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること			
リスクシナリオ			
7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響			
番号	現在の取組・施策	再掲	脆弱性評価
【風評被害の発生防止】			
1	<p><正確な情報発信による県産農林水産品の風評被害防止></p> <p>当市の農産物・畜産物・水産物の安全・安心をアピールするため、県が実施している放射性物質のモニタリング結果を情報提供している。</p>		放射性物質モニタリングは、災害発生後、収穫に至った場合安全性確認の目安のため必要と考える。
2	<p><安全・安心な生産・流通システムの構築></p> <p>生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。</p>		
3	<p><県産農林水産品の風評被害軽減対策></p> <p>東日本大震災時には、県産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。</p>		災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】					
風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、安全・安心な生産・流通システムの構築等を図る。					
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)	連携項目	担当課
○	災害発生時における風評被害の防止に向けて、ウェブサイトやSNSを通じた情報発信の仕組みを検討するなど、情報発信体制の強化を図る。	市			農林水産課
○	災害発生時の風評被害防止に向けて、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図る。	市事業者			農林水産課
○	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	県市			農林水産課

附属資料 リスクシナリオごとの対応方策

令和 8 年3月変更

つがる市 総務部 防災危機管理課 危機管理係

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑 61-1

TEL:0173-42-2111 FAX:0173-42-3069